

**三春町公共施設整備方針検討委員会**

**最 終 報 告 書（案）**

**平成24年12月**

# 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| はじめに                    | 1  |
| 第 1 節 役場庁舎              | 2  |
| 第 2 節 旧公民館・図書館          | 12 |
| 第 3 節 三春小学校の耐震化について     | 20 |
| 第 4 節 閉校となる中学校等の利活用について | 25 |
| 第 1 閉校となる中学校の現状について     | 26 |
| 第 2 利活用の基本的な考え方         | 27 |
| 第 3 利活用の方向性の検討にあたって     | 30 |
| 第 4 各学校の利活用計画案          |    |
| 三春中学校                   | 31 |
| 沢石中学校                   | 34 |
| 沢石小学校                   | 35 |
| 要田中学校                   | 36 |
| 桜中学校                    | 37 |
| 第 5 これからの利活用の検討にあたって    | 40 |
| 参考資料                    | 41 |
| 資料編                     | 47 |
| ○ 諮問と答申                 |    |
| ○ 三春町公共施設整備方針検討委員会設置要綱  |    |
| ○ 検討委員名簿                |    |
| ○ 検討経緯                  |    |

## はじめに

三春町では建設後相当程度の年数を経過し耐震上課題のある公共施設や今後遊休化が見込まれる公共施設などが多いことから、将来世代に利用可能な資源を確実に引き継ぐための整備方針を定めることと、新中学校建設によって閉校となる4中学校の跡地利用を定めることが課題となっている。

こうした状況のなかで、平成23年11月に町民代表及び学識経験者等からなる本委員会が設置され、三春町長から「役場庁舎をはじめとした公共施設の整備及び閉校中学校の跡地利用について、調査検討を行い提言をいただきたい。」との依頼を受けたところである。

本委員会では、検討対象の施設の在り方が今後のまちづくりに極めて重要な役割を果たすことを充分認識し、望ましい方向性について鋭意検討を重ねてきた。そして、現地調査や地区意見の集約なども踏まえ、これまで10回にわたる委員会を通し、ここに最終報告として取りまとめたところである。

今後、三春町、町議会がともに役場、図書館などをどのように整備していくべきか、また閉校となる中学校の利活用をどう定めるかについて、この報告の内容を十分踏まえた検討を行うことを期待するが、なお詳細な検討が必要であり一定の時間も必要であろう。そして、検討にあたっては専門家や有識者、町民の意見の反映も不可欠である。

これらにより、可能な限り早期にその方向性を固めていただき、財政面を含めて整備までのスケジュールを組み立て、そのスケジュールに沿った推進が図られていくことを併せて期待する。

平成25年1月

三春町公共施設整備方針検討委員会

委員長 大 津 茂

## 第1節 役場庁舎

### 1 現状と課題

#### (1) 建物・設備の経年劣化が進み、大規模な補修が不可欠

役場庁舎は、町民サービスを提供するための最大の拠点であり、かつ、町民の安全・安心を確保するための拠点となるべき施設である。鉄筋コンクリート建物の耐用年数は約50年といわれるなかで、役場庁舎は築46年が経過している。

役場庁舎の概要

| 構造                    | 延床面積                  | 階数           | 建築年   | 経過年数 |
|-----------------------|-----------------------|--------------|-------|------|
| 鉄筋コンクリート造<br>(耐震補強未済) | 2, 254 m <sup>2</sup> | 地上4階<br>地下1階 | 昭和39年 | 46年  |

＊参考 敷地面積 1, 494.89 m<sup>2</sup>

庁舎の壁や床はクラック（ひび割れ）などの経年劣化が目立っている。東日本大震災によりその状況は一層悪化したが、まずは役場庁舎以外の公共施設全体の整備方針を急ぐこととし、応急復旧も必要最小限の手当てとなっている。

また、給排水・電気設備の修繕箇所は多方面に及び、部分的な手当では対処できない状況にあり、設備面での維持管理上非効率的な面もあって、大規模な補修が不可欠となっている。

機能面からみても、新たな行政需要に対応した組織配置が困難であることなど、もはや限界にきており、これらの状況を踏まえると、現在の庁舎を修繕して延命させるより、建て替え時期に来ていると考えられる。

（役場庁舎外壁面）



（役場庁舎4階壁面）



#### (2) 来庁者にとっても職員にとってもスペースが狭隘

役場庁舎内は、来庁者へサービスを提供する空間や、職員の執務空間としても狭く、更には会議室が2部屋しかないなど、全体として床面積が不足しているとみられる。

窓口スペースや待合スペースは狭く、また、町民生活と直結する医療・介護・福祉の窓口は保健センターに分散されているなど総合窓口化が図られていない。

また、職員の執務スペースについては、総務省地方債対象事業算定基準から算定すると約2,620㎡となるが、現状は2,254㎡であり、狭隘であることがわかる。庁舎は昭和39年に建築され、当時の状況からやむを得なかった面もあるが、現在では当時と比べて比較にならないほど業務量も範囲も拡大している。

これらのことから、要求される町民サービスを提供できる規模を備えた庁舎づくりを考えていくことが必要である。

### (3) 庁舎の耐震性能が不足し、災害時の危険性が懸念される

東日本大震災を経験し、三春町は特に防災に力を入れるべきことが痛感させられた。

役場庁舎については耐震診断を行っているが、現状では一般的な公共施設の目標性能(Iso値0.75)\*<sup>1</sup>を満たしていない状況にある。震度6強程度の地震で倒壊や崩壊の危険性が高いとされ、また、コンクリート強度が設計の3分の2程度しかなく、耐震補強を計画しても計画自体が理論上想定になってしまい、仮に耐震補強を行っても低強度コンクリートが回復する訳ではないことから、耐震診断判定委員会において、補強計画においては、建て替えも視野に入れた慎重な判断が必要である旨の補足記載を求められている。

東日本大震災で三春町は震度5強であったが、役場庁舎では窓ガラスの破損、壁の亀裂が発生した。地震の際にはコンクリート落下等が凶器となる恐れもあるため、早急な対策が求められる。

特に、東日本大震災発生時、役場庁舎の倒壊が懸念され、一時的ではあるにせよ災害対策本部を福祉会館に置かざるを得なかったことは憂慮すべき事項である。

### (4) 災害対策拠点としての機能、性能が不足

役場庁舎は、被災時に災害対策活動の司令塔となる必要があるが、防災無線等の機器は3階、防災担当は2階と非効率的であり、また、災害時に対策本部が設置される会議室がないなど、事務的な連携、職員間の連携を効果的に図るには問題があり、災害発生時に機動的な体制がとれない状況となっている。

こうした問題点を抜本的かつ早急に解決し、災害時に司令塔の役割を果たしうる庁舎とするために速やかな対策が望まれる。

### (5) バリアフリーやプライバシー対応が不足

庁内には階段をはじめ段差が多く、高齢者、障がい者の立場からみると“やさしくない”庁舎である。昭和39年に建てられた当時はバリアフリー\*<sup>2</sup>への配慮という考え方

\* 1 一般的にいう耐震ランク

| ランク判定 | 耐震性能指標                  | 構造耐力上主要部分の地震に対する安全性                               |
|-------|-------------------------|---------------------------------------------------|
| A     | $I_s \geq I_{so}$       | 大震災の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い                    |
| B     | $I_{so} > I_s \geq 0.6$ | 大震災の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いが、施設機能が確保できないおそれがある |
| C     | $0.6 > I_s \geq 0.3$    | 大震災の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある                    |

|   |        |                                |
|---|--------|--------------------------------|
| D | 0.3>Is | 大震災の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い |
|---|--------|--------------------------------|

がなかったため、後から正面玄関に自動ドアをつけたり、受付カウンターを改修するなど工夫を凝らしてきたが、各階に女子トイレが設置されていないなど、課題は多い。

また、介護や税金などの相談の場合は、特にプライバシーへの配慮が求められる。順番が来て窓口に行くと話が筒抜けのところで手続きをしなければならない。誰が来庁しても利用しやすい庁舎とするためには、バリアフリーやユニバーサルデザイン<sup>\*3</sup>対応の課題を抜本的に解決することが求められるが、改修での対応には限界があり建替えの必要性が認められる。

## 2 役場庁舎整備の必要性

これまで述べてきた指摘に基づくと、現在の役場庁舎の抱える課題を次のように整理することができる。

- ① 建物・設備の経年劣化が目立ち、建物の耐用年限が近づきつつある。
- ② 現状においても防災拠点として必要な耐震性能は満たしていない。
- ③ これまで補修などによって行政需要拡大の規模や機能面の不足に対応してきたが、特に機能面では対応の限界に近づきつつある。
- ④ 東日本大震災を踏まえた問題点として、防災拠点、災害対策活動の司令塔としての役割を果たすために必要な機能が不足し、防災関連諸室の連携が悪い。また、災害対策本部が置かれる会議室などではなく、防災関連スペースとの連携が十分に図れるかどうか懸念がある。
- ⑤ 町民をはじめとする来庁者にとってワンストップ窓口にならず、相談などのプライバシーが守れず、また、職員の執務スペースとしても狭い。
- ⑥ 庁舎全般にわたって、バリアフリー対応が不足している。

これらのいずれの課題についてもこれを抜本的に解決するためには、改修によって施設の延命を図る方法では対応が十分ではなく、仮に耐震補強工事・改修工事を実施しても建物の耐用年数が伸びることにはならないので、役場庁舎の建替えを前提に検討を進めていくべきであると考えます。

## 3 役場庁舎が新たに備えるべき機能

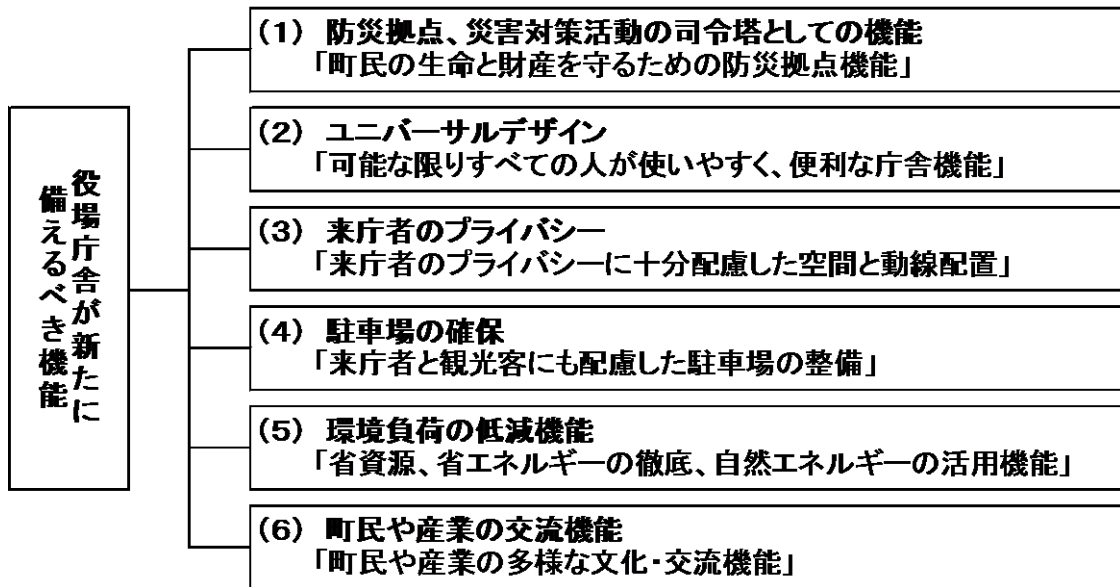
役場庁舎が新たに備えるべき機能については、町の行政サービスの将来動向をふまえて、行政サービスの提供のあり方について基本的な整備の方向を検討する必要がある。これらに加えて、防災機能をはじめとする役場庁舎の課題を抜本的に解決するための機能として、役場庁舎には次のような新たな機能の導入を図るべきである。

\* 2 バリアフリー 障がいをもつ人々が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。

\* 3 ユニバーサルデザイン 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利

用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

### 役場庁舎が新たに備えるべき機能



#### (1) 防災拠点、災害対策活動の司令塔としての機能

大震災を経験した本町においては、町民の生命と財産を守るための防災拠点、また、災害対策活動の司令塔としての役割を十分に果たし得る防災関連スペースと機能を備えた役場庁舎をできるだけ早期に整備することが必要である。

具体的には、災害時においても安全性が確保できる建物とし、災害発生時に司令塔となる会議室等を設置すべきである。

また、万が一の停電時に備えるため、非常用の自家発電設備の整備等が必要である。

#### (2) ユニバーサルデザイン

複数の行政サービスがひとつの窓口で受けられる機能を持ち、また、庁舎内外における段差の解消など、可能な限りすべての人が使いやすい施設とし、住民サービスと機能の充実を図るべきである。

#### (3) 来庁者のプライバシー

窓口には、来庁者のプライバシーに配慮したカウンター、間仕切りや相談室などを設置し、利用者の快適性の向上を図り、さらには動線配置等の面から工夫を講じるべきである。

#### (4) 駐車場の確保

来庁者の利便性を考慮し、役場庁舎と同一敷地内に可能な限り駐車スペースを確保する。駐車場規模の算定に当たっては、費用対効果を検討するうえで、車を利用した役場来庁者の統計的な数字が必要である。さらには、来庁者のみならず、観光客対応も考慮した駐車場整備について検討すべきである。

### **(5) 環境負荷の低減機能**

太陽光発電などの自然エネルギーの活用や、省資源、省エネルギーに配慮し、維持管理上も経済性に優れた設備や技術を導入するなど、地球環境にやさしい庁舎建設を実現することが求められる。

### **(6) 町民や産業の交流機能**

町民に開かれ、親しみやすい庁舎とするために、庁舎内のフロアに展示、交流できる交流施設を配置する。こうした交流施設は、町民の交流の場であるだけでなく、町内に立地しているものづくり産業の交流の場という考え方もある。町民や産業などのさまざまな交流が図れる場として計画することによって、町の活性化につなげるべきである。

以上の考え方をふまえて、役場庁舎に備える文化・交流機能等について検討することが必要である。

## **4 役場庁舎の規模**

現在の役場庁舎の延床面積は、2, 254 m<sup>2</sup>であるが、総務省地方債対象事業算定基準から試算すると約2, 620 m<sup>2</sup>となる。従って、全体として床面積が不足し、狭隘であるといえる。

庁舎規模は将来の人口や職員数の推移、情報通信技術の進展によっても影響を受ける。

また、地方分権の流れによっては、町で扱う事務の範囲と量がさらに多くなり、庁舎面積を増やす必要が生じることもあり得るし、今後の新しい行政サービスのあり方も考え合わせた検討も必要となる。

庁舎の計画規模については、上記のような将来の変動要因を勘案し、また、庁舎と併せて整備すべき機能について、建設コストの視点も加味しながら、設計段階までに改めて詳細な検討を行うことが必要である。

なお、より現実的な視点から新しい役場庁舎の必要面積を算出するためには、次のような点を考慮して庁舎規模を検討することも現実的な対応である。

- ① 各課等の現在の職場スペースの状況を把握し、各職場で必要なスペースの積み上げに基づき、庁舎の必要な面積を算定する。
- ② 最近の類似規模町村の庁舎建設事例からみた規模を検討する。

## **5 役場庁舎の建替候補地**

### **(1) 基本的な考え方**

庁舎建替候補地については、次のような基本的な考え方に基づいて選定することが望ましい。

- ① 「立地場所の優位性」、「交通の利便性」、「整備費用」などの視点からの評価が重要であること。

② 三春町の市街地整備に係る「2核1軸構想」の考え方にに基づき、役場庁舎は町の最も中心的な施設であることに鑑みると、公共施設ゾーンに立地することが望ましいこと。

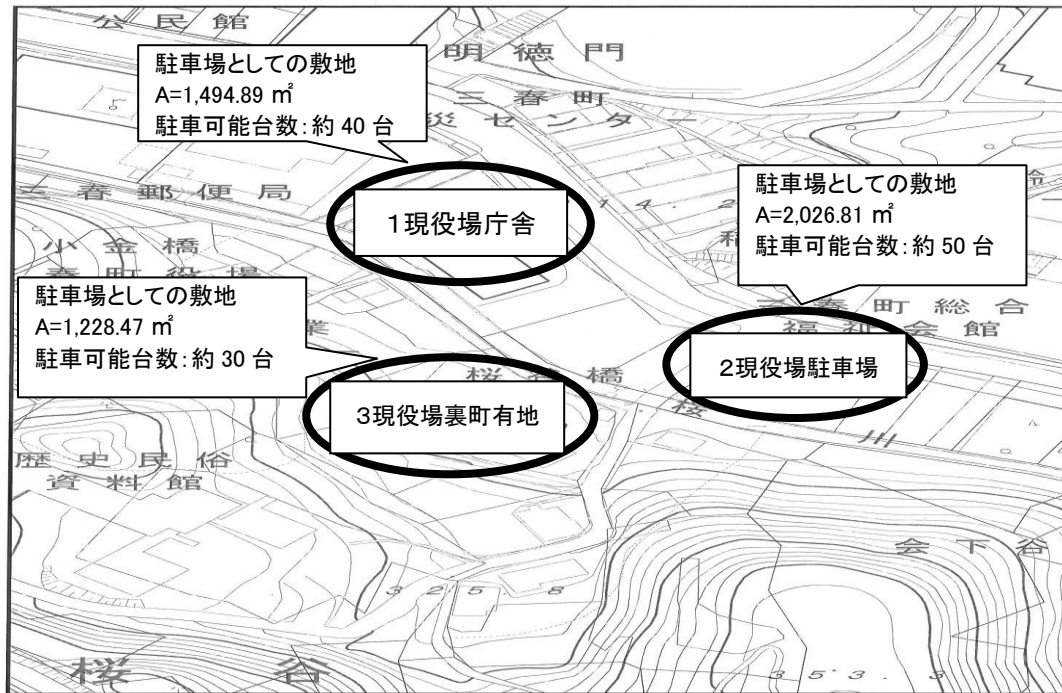
③ これらのことから、本委員会としては、現在地周辺以外では町民の理解が得られないと考える。

## (2) 具体的な建替候補地の検討

### ◎ 建替候補地の適性と課題等について

| No | 候補地                                                                      | 適性                                                                                                                                                      | 課題等                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 現役場庁舎<br><br>A=1,494.89 m <sup>2</sup>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長年にわたり立地してきた経緯があり、町の中央部に位置し、交通アクセスもよい。</li> </ul>                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の庁舎を解体しなければならないことから、仮庁舎への移動引越しが伴う。</li> </ul> <p>⇒ 仮庁舎：新たに建設する、または、遊休施設を活用する。例えば、廃校となる三春中学校校舎を仮庁舎とする。(仮庁舎建設費用、移転引越費用発生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民サービスの低下が懸念される。</li> <li>・ 来庁者用駐車場敷地の拡大が見込めない。</li> </ul> <p>◎ 駐車可能台数：現駐車場約 50 台分</p> |
| 2  | 現役場駐車場<br><br>A=2,026.81 m <sup>2</sup><br>(借地含む)                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の中央部に位置し、交通アクセスもよい。</li> <li>・ 現在の役場機能を維持しながら、建設できる。</li> </ul>                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役場周辺に来庁者用臨時駐車場を確保する必要がある。</li> </ul> <p>⇒例えば、役場裏の町有地を駐車場として整備しておけば、将来的にも役場駐車場敷地としての活用が見込まれる。</p> <p>◎ 駐車可能台数：町有地分 30 台<br/>＋役場跡地分 40 台 約 70 台分</p>                                                                                                            |
| 3  | 現役場庁舎裏<br>町有地<br>(自由民権運動ひろば周辺)<br><br>A=1,228.47 m <sup>2</sup><br>(宅地分) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の中央部に位置し、交通アクセスもよい。</li> <li>・ 現在の役場機能を維持しながら、建設できる。</li> <li>・ 現庁舎跡地を来庁者用駐車場にすることで、役場駐車場敷地が拡大できる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役場裏の町有地を敷地として造成する期間と費用が発生する。</li> </ul> <p>◎ 駐車可能台数：現駐車場 50 台<br/>＋役場跡地分 40 台 約 90 台分</p>                                                                                                                                                                     |

## 建替候補地周辺図



## 6 整備手法と概算事業費

### (1) 工期と整備費用

#### ① 工期イメージ

役場庁舎整備に必要となる工期は、採用される整備手法や建設場所によっても異なってくるが、最低でも3年程度を要すると見込まれる。

| 工期予定       | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 備考 |
|------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 役場庁舎整備計画策定 | —   |     |     |     |    |
| 基本・実施設計策定  |     | —   |     |     |    |
| 建設工事       |     |     | —   |     |    |
| 新庁舎竣工、引越等  |     |     |     | —   |    |

#### ② 整備費用

整備費用については、約7億円程度と見込まれるが、採用される整備手法や建設場所によって異なってくるため、今後詳細に検討する必要がある。

#### ○ 参考 解体し、新たに建設する場合の費用

(単位: 千円)

| 区分   | 概算事業費   | 国庫補助金 | 県補助金 | 起債      | 一般財源    |
|------|---------|-------|------|---------|---------|
| 設計   | 40,000  |       |      |         | 40,000  |
| 解体工事 | 30,736  |       |      |         | 30,736  |
| 新築工事 | 600,000 |       |      | 355,000 | 245,000 |

|   |         |  |  |         |         |
|---|---------|--|--|---------|---------|
| 計 | 670,736 |  |  | 355,000 | 315,736 |
|---|---------|--|--|---------|---------|

(構造 R C 延床面積 2,640 m<sup>2</sup>(800 坪) × 60 万/坪+ $\alpha$ )

・ 耐震補強工事を行い継続利用

(単位:千円)

| 区分      | 概算事業費   | 国庫補助金 | 県補助金 | 起 債     | 一般財源   |
|---------|---------|-------|------|---------|--------|
| 基本・実施設計 | 20,000  |       |      |         | 20,000 |
| 補強工事費   | 203,200 |       |      | 182,880 | 20,320 |
| 計       | 223,200 |       |      | 182,880 | 40,320 |

## (2) 多面的な視点からの整備手法の検討

役場庁舎整備には多額の資金を要するため、役場庁舎整備の資金調達のあり方や経費負担が町財政に及ぼす影響等をふまえ、民間活力を活用した整備手法も選択肢の1つに入れながら、町にとって最適な整備手法を選択することが必要である。

また、いずれの整備手法を選択する場合でも、役場庁舎整備に向けた基金積立を行なっていくことが求められる。

なお、一般的な庁舎建設手法については、次のとおり挙げられるが、工期の短縮、経費の縮減等を考慮すれば、本町でこれまで実績のある「設計施工一括発注プロポーザル」方式<sup>\*4</sup>の活用は当然考えていくべきである。

| 事業手法              | 概 要                                                         | 備 考                      |
|-------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 公共直営方式            | 町が起債等により資金調達を行い、設計、建設、維持管理、運営の各業務について民間事業者へ委託・請負契約として発注する方式 | 従来型の方式である。               |
| 公設民営方式            | 町が資金調達を行い、設計、建設、維持管理、運営を民間事業者へ包括的に委託する方式                    | 民間事業者の選定に時間を要する。         |
| 民設公営方式<br>(リース方式) | 民間事業者が資金調達し、設計、建設を行い、町が施設を長期リースする。維持管理、運営は契約により町又は民間となる。    | 民間事業者の選定に時間を要する。         |
| P F I 方式          | 民間事業者が資金調達を行い、設計、建設、維持管理、運営を行う。                             | P F I 法で規定される手続きに時間を要する。 |

## (3) 建設及び管理運営を見通した費用と整備手法の検討

役場庁舎の建設に要するイニシャルコストだけではなく、維持管理などのためのランニングコストを含めたライフサイクルコスト<sup>\*5</sup>の検討が必要である。役場庁舎整備の際に新しい設備を導入することにより、エネルギー消費を低減し、ランニングコストを下げることも可能である。このような視点から、役場庁舎の建設から管理運営までを見通した費用を検討し、これらの費用をまかなうために最適かつ実現可能な整備手法を選択することが求められる。

<sup>\* 4</sup> 設計施工一括発注プロポーザル 工事請負契約において、業者の特性、過去の工事実績、技術力等を踏まえ、業者からの提案に基づき、選定の上、請負契約を締結し、設計と施工を一括して発注する方法である。この方

式の利点は、民間の保有する技術やノウハウを積極的に取り入れることにより、工期の短縮やコストの縮減といった効果があるものと期待されている。

\* 5 ライフサイクルコスト 建物のライフサイクル（生涯）にわたって発生する費用のこと。建設費から光熱水費、点検・保守・清掃費等の運用維持管理費用、修繕・更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含む。

## 7 役場庁舎整備の方向性のまとめについて

これまで役場庁舎整備のあり方についてさまざまな視点から検討を加えてきたが、検討の成果を整理すると次の2つに集約することができる。

### （1）現庁舎の諸課題を解決するためには改修では十分ではなく建替えるべきである。

現役場庁舎は、建物・設備の経年劣化をはじめ、狭隘化、防災拠点としての機能不足、バリアフリー対応不足等の課題を解決する必要性に迫られているが、機能面ではすでに限界がきていると判断される。

これらの諸課題を抜本的に解決するためには、改修によって施設の延命を図る方法では対応が十分ではなく、仮に耐震補強工事・改修工事を実施しても建物の耐用年数が伸びることにはならないので、役場庁舎を建替えるべきである。

### （2）建替場所については、現在地周辺を基本として選定すべきである。

建替場所については、市街地整備に係る「2核1軸構想」の考え方にに基づき、公共施設ゾーンに立地することが望ましく、候補地としては「現役場庁舎」、「役場駐車場」、「現役場庁舎裏町有地」が挙げられる。

これらの候補地はそれぞれ実現上の課題等も抱えており、今後、町が具体的な検討を進め、優位性の高い建替候補地を選定する必要がある。

なお、選定にあたっては、仮庁舎への移転は引っ越し費用が発生することから、これらを含めた費用の全体額を推計して比較検討することも望まれる。

## 8 役場庁舎整備の具体化に向けて

本委員会の検討過程では、役場庁舎の建替えを前提として、今後の新しい役場庁舎整備のあり方について、次のような課題が提示された。町はこれらの内容を十分に受け止めて、今後具体的な検討を進めるよう期待する。

### （1）役場庁舎が新たに備えるべき機能の検討

本委員会では、現在の役場庁舎施設・設備の現状について概ね把握した。現在の役場庁舎が抱える課題等を抜本的に解決するためにも、必要な規模と併せ前記3「役場庁舎が新たに備えるべき機能」の十分な検討が必要である。

### （2）役場庁舎の規模と建替候補地の選定の検討

新しい役場庁舎の規模算定に当たっては、将来の行政需要の変動も予測しながら、さらにはより現実的な視点から各職場で必要なスペースの積み上げに基づき算定するなど、今後詳細な検討が必要である。

また、本委員会において検討した建替候補地が抱える課題等をふまえ、町はそれらの

諸課題の解決の可能性と具体的な方策について十分な検討を進めて、建替候補地を選定する必要がある。

### **(3) 優位性の高い整備手法の検討**

役場庁舎整備には、後年度地方交付税措置のない起債（充当率75%）の発行は認められるが、補助金制度がないなど多額の資金を要するため、民間活力を活用した事業手法も選択肢の1つに入れながら、資金調達、町財政への影響等をふまえたうえで、建設から管理運営まで町にとって最も優位性の高い整備手法を検討する必要がある。

### **(4) 町民意向の反映**

現在の役場庁舎の実態を広く町民に認識してもらい、町民が利用しやすく、安全・安心な生活を支える庁舎などの将来像を描くことが重要であるため、より多くの町民の理解が得られるよう、検討の過程と成果に関して町民に向けて広報することを重視すべきである。

また、役場庁舎は行政と町民の接点の場であり、庁舎建設における町民意見の反映は不可欠であり、今後、町民を対象とした意向調査等を実施して、町民ニーズを把握する必要がある。

### **(5) 役場庁舎整備に向けた検討の推進**

役場庁舎整備の準備期間を考えると、整備が実現するまでに相当年数を要するという見方もできるが、大震災による応急復旧を行っていないという状況下において、検討は可能なかぎり早急に進めていくことを要望したい。

一方で、現在の財政状況等も踏まえ、役場庁舎の建替えが各年度の町民サービスに大きな影響を与えないよう、町は総合的な視点から資金計画を立て、これに基づいた整備時期を判断することが望まれる。

## 第2節 旧公民館・図書館

### 1 現状と課題

#### (1) 旧公民館

##### ① 建物・設備の経年劣化が進み、補修が不可欠

昭和45年度に公民館として建築された。平成15年に建築された三春交流館「まほら」に生涯学習機能は移管され、その後は、事務所として6団体への貸与、申告会場、役場書庫等として利用されている。(3階大林ホールは仮設武道場として22～24年度利用)

旧公民館の概要

| 構造                     | 延床面積   | 階数   | 建築年   | 経過年数 |
|------------------------|--------|------|-------|------|
| 鉄筋コンクリート造<br>(耐震補強未実施) | 1,318㎡ | 地上3階 | 昭和46年 | 41年  |

＊参考 敷地面積 833.79㎡

現状では、外部の柱及び壁の仕上げ面に、多少の老朽化が目立ち、バルコニーや底のコンクリート下面に塗装の剥離、鉄筋かぶり不足による発錆やコンクリート面爆裂の発生が著しく、継続して利用していくには補修が不可欠となっている。

##### ② 庁舎の耐震性能が不足し、災害時の危険性が懸念される

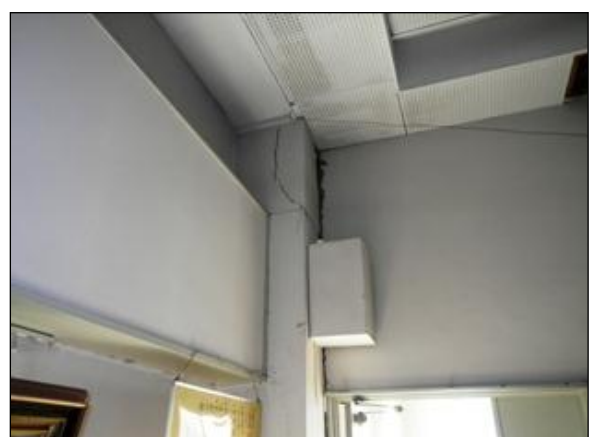
耐震診断を行ったところ、目標性能(Iso値0.75)を達しておらず、全階にわたって耐震ランクはC(耐震性指標 $0.6 > I_s \geq 0.3$ )ランクで、大地震時の震動、衝撃に対し、建物は倒壊もしくは崩壊を引き起こす可能性が高いとされている。

東日本大震災では、特に3階廊下部分に被害があり、壁面の崩壊、亀裂、裏板の崩落などが発生し、現在この部分への立ち入りを禁止している状況にある。

(旧公民館3階バルコニー)



(旧公民館3階壁面)



## (2) 図書館

**現状** 現在の町民図書館は、平成7年にNTT東日本から賃借し開設した。閲覧・開架スペースは約270㎡、閉架書庫が139㎡で、そこに約10万冊の図書が配架され利用されている。

現図書館の概要

| 構造        | 借入面積                              | 貸借期間・賃料              |
|-----------|-----------------------------------|----------------------|
| 鉄筋コンクリート造 | 1F 291.32㎡<br>2F 139.00㎡ 計530.32㎡ | 平成7年4月～<br>賃借料年518万円 |

平成22年度の利用状況では、来館者数は年間約5万3千人（月平均約4,400人）、貸出者数は年間延べ約1万3千人となっており、貸出冊数は年間約4.3万冊となっている。

生涯学習の拠点施設の一つとしての大きな役割を担っており、町民からのさまざまな要望に応じて、図書館情報システムの導入をはじめ、図書館分室の設置、学校やグループなどへの団体貸出、小学校や保育所・幼稚園への巡回図書の定期配本、リクエストや予約の受付、レファレンス（調査相談）など、利用者サービスの向上に努めてきた。

**課題** 施設面の制約に起因している課題が明らかになっており、まず、施設が狭隘のため閲覧・開架スペースが十分に確保できない状況にあり、多くの蔵書にもかかわらず開架図書が6万冊の規模に限られており、また、年々増加する図書館資料のための書庫も狭隘となっている。図書館の施設規模としては、人口規模が同程度の他自治体の図書館と比べて非常に劣っている状況にある。

また、前述のようにNTT東日本の施設を賃借しているが、年間の賃料が518万円であり、これまでに約1億円余の賃料を支払っていることから、狭隘と相まって、利用者からは独立した施設整備を望む声は大きい。さらに、利用者からは、駐車場がないことへの不満が日常的に寄せられている。

このように、特に施設面の制約等により、利用者が満足できる図書館サービスが実現されていない状況にある。

（図書館開架スペース）



（図書館閲覧スペース）



## 2 整備の必要性

図書館は、乳幼児から高齢者まで町民すべての自己教育に資するとともに、町民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に関わる場であり、一人ひとりの資質・能力の向上を通して、社会全体の活性化を図っていく生涯学習社会の実現を目指すため図書館は重要な拠点となる。

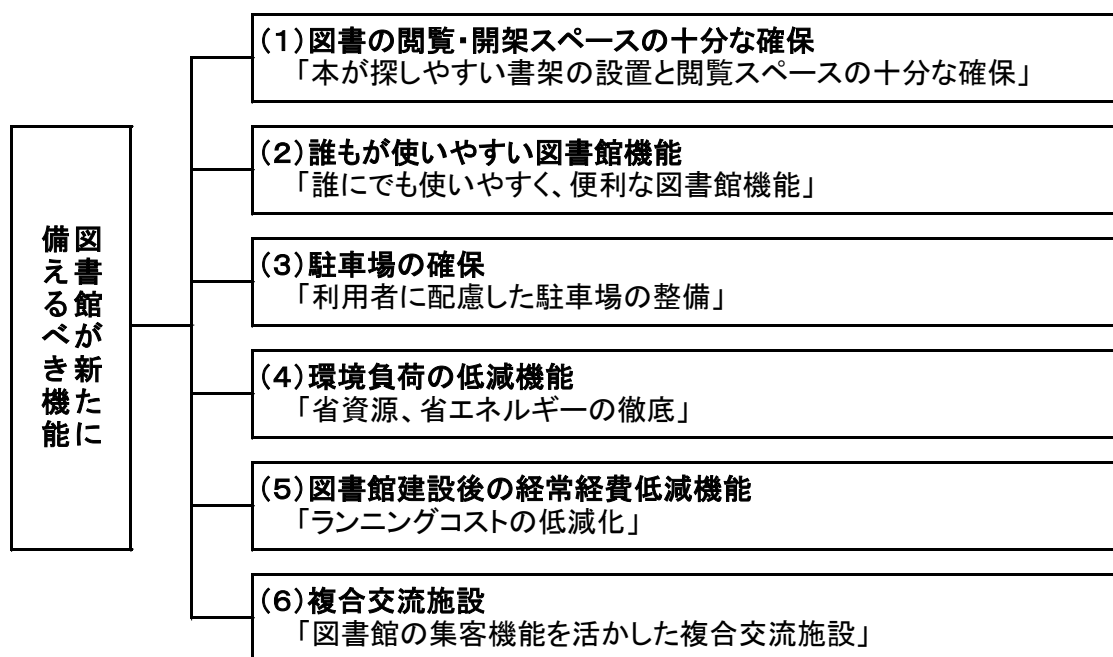
現在の図書館では、事業を発展させるには施設面で制約が大きく、抜本的な改善を図る必要がある。

図書館はその利用を拓げるために、新築することが望ましく、具体的な提案としては、旧公民館を解体し建設するといったことが考えられる。

## 3 図書館が新たに備えるべき機能

旧公民館と図書館については、旧公民館を解体して図書館を新築するといった方向性で検討を進めているため、図書館を新築する場合の基本的な整備の方向性を検討する必要がある。現在の図書館が抱える課題を解決するための機能として、図書館には次のような新たな機能の導入を図るべきである。

### 図書館が新たに備えるべき機能



### (1) 図書の閲覧・開架スペースの十分な確保

現在の図書館施設は狭隘であることから、本を探しやすく余裕がある書架の配置、くつろいで読書をすることができるスペースや学習スペース、すなわち閲覧席の十分な確保、さらには、将来を見越した十分な閉架書庫スペースの確保が必要である。

### (2) 誰もが使いやすい図書館機能

乳幼児から高齢者まで幅広い年代の町民の方が利用することから、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を基本として、だれもが使いやすい快適な施設整備を進める。例えば、親子で読書、つまり読み聞かせができるスペースの常設やインターネット検索や映像再生コーナー、児童書コーナーと一般書コーナーにそれぞれ閲覧スペースを設けたり、おはなし会やボランティアの活動スペースなども必要と思われる。

また、施設全体として、開館時間等を勘案したうえで、フロア構成やカウンターの位置などを計画すべきである。

### **(3) 駐車場の確保**

駐車場が狭いことから利用者が不便を感じており、図書館敷地内に利用者の状況に応じた駐車場整備が必要である。

### **(4) 環境負荷の低減機能**

施設の建設にあたっては、省資源、省エネルギー対策、省力化にも配慮して環境にやさしく、図書館機能の永年にわたる利用が持続可能な施設の整備を行う。

### **(5) 図書館建設後の経常経費低減機能**

図書館開館後のランニングコスト、例えば冷暖房費、照明、清掃、照明以外の電気料、その他維持管理費などについて整備計画時にその概要を把握しておく必要がある。設計者にもランニングコストについて認識してもらう必要があり、設計においては、デザインもさることながらランニングコストとの関係も重視する必要がある。

### **(6) 複合交流施設**

図書館は公共施設の中でも幅広い年齢層の人が気軽に利用でき、何度も繰り返し利用される施設であることから、図書館の集客機能を活かしながら、図書館以外の機能を備えた施設との併設又は複合化を検討する。例えば、ボランティアの活動拠点となるスペースや各種団体が集まり、勉強会や活動に関する会議を開くために利用できる会議室の設置などを検討すべきである。

## **4 図書館の規模**

### **(1) 規模の検討**

現在NTT東日本より賃借している施設は、閲覧・開架スペースが約270㎡、閉架書庫が139㎡であり、そこに約10万冊の図書が配架されているが、新しい図書館の規模を検討する際には、次の点を考慮することが必要である。

なお、最近電子図書の利用者が増加する傾向にあることから、機能と規模の検討に当たっては、この点についても考慮していく必要がある。

- ・ 蔵書数さらには今後の受入冊数を見込んだ建物の必要面積の検討
- ・ 複合施設の内容と規模の検討

- ・ 駐車場の広さの検討
- ・ 類似他町村の図書館規模との比較検討

## (2) 書架設置からの検討

書架の間隔は1.8m必要とされるのが一般的である。(町の場合は現在1.5m)

また、書架の収容力は、90cm1段で35冊と計算する例が多いことから、1㎡当たり216冊で計算すると、現在の6万冊の開架図書を収容するためには、280㎡と試算される。

さらに、開架スペースは人が歩き回ることなどを考えると、書架が置かれる閲覧空間としては、単純計算で出た面積の1.5倍から2倍は必要と考えられる。仮に6万冊とすれば420㎡から560㎡が必要になると試算される。

## 5 図書館の建設候補地

### (1) 基本的な考え方

図書館建設候補地については、次のような基本的な考え方に基づいて選定することが望ましい。

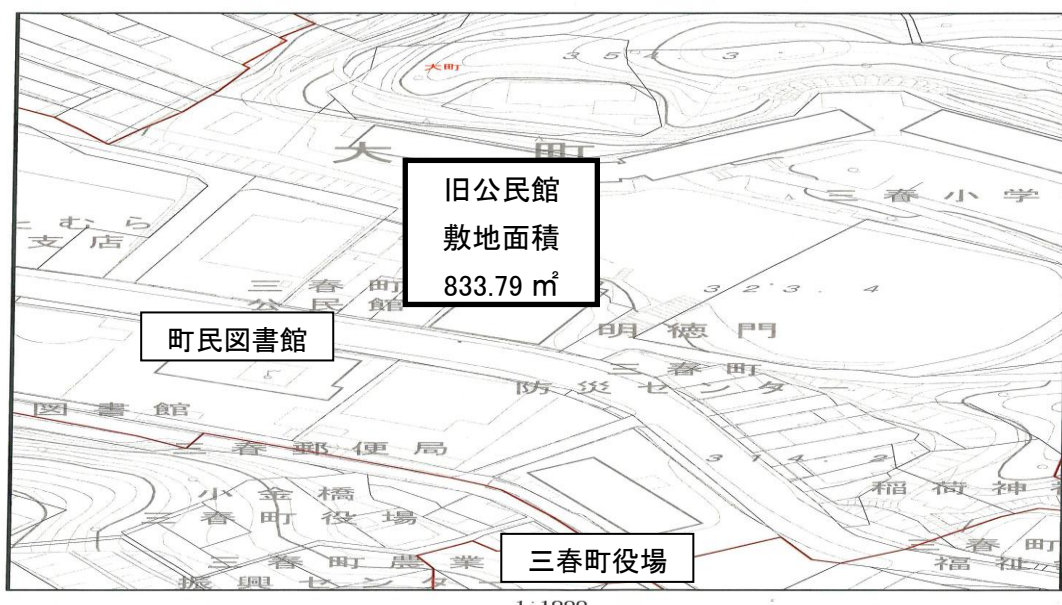
- ① 「利用者の利便性」、「交通の利便性」、「周辺環境」などの視点からの評価が重要であること。
- ② 三春町の市街地整備に係る「2核1軸構想」の考え方にに基づき、また、周辺の景観、騒音等の環境に配慮すると、町立図書館は公共施設ゾーンに立地することが望ましいと考えられる。

### (2) 建設候補地の検討

具体的には、現在も利用の多い小学生などを考えれば、旧公民館を解体して、旧公民館跡地に新しい図書館を建設するのが望ましい。

旧公民館の敷地面積は833.79㎡であり、閲覧・開架スペースを仮に420㎡必

**建設候補地位置図**



要であると想定し、このほか閉架スペース、~~校口~~交流施設を含めた2階建ての建物とすれば、駐車場敷地として400㎡程度を確保し、約20台程度の駐車が可能となると考えられる。

## 6 整備手法と概算事業費

### (1) 工期と整備費用

#### ① 工期イメージ

図書館整備に必要となる工期は、採用される整備手法や建設場所によっても異なってくるが、最低でも4年程度を要すると見込まれる。

| 工期予定         | 1年目                                                                               | 2年目                                                                               | 3年目                                                                                | 4年目                                                                                   | 備考 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 旧公民館解体工事     |  |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                       |    |
| 図書館整備計画策定    |  |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                       |    |
| 基本設計・実施設計策定  |                                                                                   |  |                                                                                    |                                                                                       |    |
| 建設工事         |                                                                                   |                                                                                   |  |                                                                                       |    |
| 新図書館竣工、開館準備等 |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |  |    |

#### ② 整備費用

整備費用についても、旧公民館解体と図書館整備を合わせて約3億円程度と見込まれるが、採用される整備手法によって異なってくるため、今後詳細に検討する必要がある。

また、いずれの整備手法を選択する場合でも、図書館整備に向けた基金積立を行なっていくことが求められる。

#### ○ 参考（単位：千円）

##### ・ 旧公民館・解体

| 区分   | 概算事業費  | 国庫補助金 | 県補助金 | 起 債 | 一般財源   |
|------|--------|-------|------|-----|--------|
| 解体工事 | 17,960 |       |      |     | 17,960 |

##### ・ 図書館・新築

| 区分   | 概算事業費   | 国庫補助金  | 県補助金 | 起 債     | 一般財源   |
|------|---------|--------|------|---------|--------|
| 設計   | 16,000  |        |      |         | 16,000 |
| 新設工事 | 240,000 | 79,200 |      | 144,000 | 16,800 |
| 計    | 256,000 | 79,200 |      | 144,000 | 32,800 |

（構造 R C造 延床面積 400坪(1,320㎡)×60万/坪+α）

##### ・ 旧公民館・耐震補補強工事を行い継続利用

| 区分      | 概算事業費  | 国庫補助金  | 県補助金 | 起 債    | 一般財源  |
|---------|--------|--------|------|--------|-------|
| 基本・実施設計 | 5,326  | 1,775  |      |        | 3,551 |
| 補強工事費   | 28,500 | 9,500  |      | 17,100 | 1,900 |
| 計       | 33,826 | 11,275 |      | 17,100 | 5,451 |

## **(2) 多面的な視点からの整備手法の検討**

従来型の公共直営方式に加えて、民間事業者との連携により事業を進めることができるかも選択肢の1つとして、整備手法について多角的な視点から検討すべきである。

## **(3) 建設及び管理運営を見通した費用と整備手法の検討**

例えば、民間事業者の資金を活用することを目的に、PFI方式や指定管理者制度導入の可能性を検討することも必要である。

# **7 旧公民館と図書館整備の方向性のまとめについて**

これまで旧公民館と図書館整備のあり方についてさまざまな視点から検討を加えてきたが、検討の成果を整理すると次のようにに集約することができる。

## **(1) 旧公民館は解体し、そこに図書館を新築すべきである**

旧公民館については、建物・設備の経年劣化をはじめ、耐震性能が不足し災害時の危険性が懸念されている。

また、図書館については、施設が狭隘のため閲覧・開架スペースが十分に確保できていない状況にある。さらには、長年賃借料を支払っているなどの課題もあることから、図書館の利用を拓げるためには、新築すべきである。

図書館の建設位置については、小学生を始めとした町民の利便性や周辺環境から、市街地整備に係る「2核1軸構想」の考え方に基づく公共施設ゾーンへ立地することが望ましく、「旧公民館解体後の跡地」がその候補地として挙げられる。

# **8 図書館整備の具体化に向けて**

本委員会の検討過程では、旧公民館を解体して図書館を新築するといった方向性で検討を進めてきたため、今後の新しい図書館整備のあり方について、次のような課題が提示された。町はこれらの内容を十分に受け止めて、今後具体的な検討を進めるよう期待する。

## **(1) 旧公民館の解体と図書館が新たに備えるべき機能の検討**

本委員会では、旧公民館と図書館の施設、設備等の現状について概ね把握した。

旧公民館については、建物、設備等の経年劣化や耐震性能が不足している現状を踏まえ、現在事務所として利用している団体との調整を終え、適切な時期に解体すべきである。

さらに、図書館を新築する際には、現在の図書館が抱える課題等を抜本的に解決するためにも、必要な規模と併せて前記3「図書館が新たに備えるべき機能」についての十分な検討が必要である。

## **(2) 図書館の規模と整備手法についての検討**

現在の図書館は、閲覧・開架スペース、閉架書庫が狭隘であり、利用者が満足できる図書館サービスが実現されていない状況にある。新しい図書館の規模算定に当たっては、現在の蔵書数と今後の受入冊数を見込み、利用しやすい図書館機能を考慮した規模算定、

さらには複合交流施設の内容と規模をふまえながら、今後詳細な検討が必要である。

また、図書館整備には多額の資金を要するため、民間活力を活用した事業手法も選択肢の1つに入れながら、建設から管理運営まで町にとって最適な整備手法を選択することが必要であり、今後詳細な検討が必要である。

### **(3) 町民意向の反映**

現在の旧公民館と図書館の実態を広く町民に認識してもらい、特に町民が利用しやすく図書館の将来像を描くことが重要であるため、より多くの町民の理解が得られるよう、検討の過程と成果に関して町民に向けて広報することを重視するべきである。

なお、本委員会の検討のなかで、図書館への複合交流機能を持たせることについて期待する声があった。これらのことから、今後、町民意見の反映は不可欠であり、町民・利用者を対象とした意向調査等を実施して、町民・利用者ニーズを把握する必要がある。

### **(4) 旧公民館の解体と図書館整備に向けた検討の推進**

現在の財政状況等も踏まえ、旧公民館解体と図書館新築が各年度の町民サービスに大きな影響を与えないよう、町は総合的な視点から資金計画を立て、これに基づいた整備時期を判断することが望まれる。

なお、旧公民館敷地は833㎡であり、図書館を建設する場合、敷地の拡張を望む声が高まる可能性がある。可能ならば、隣接民有地まで拡張できないか検討してほしい。

### 第3節 三春小学校の耐震化について

#### 1 現状と課題

- 施設現状      第1校舎      RC3 階建    延床面積   2,138 m<sup>2</sup>   S44 竣工  
                    第2校舎      RC3 階建    延床面積   2,057 m<sup>2</sup>   S43 竣工  
                    第3校舎      RC3 階建一部5階   延床面積   1,598 m<sup>2</sup>   S45 竣工  
                    屋体            S 造 2 階建   1,493 m<sup>2</sup>   S55 竣工
- 教室数          普通教室 18 室      特別教室 7 室      多目的教室 9 室
- 耐震診断C（教室棟、屋体）

#### (1) 耐震化、大規模改造が不可欠

三春小学校は、教室棟が築42～44年、屋内運動場は築32年が経過しており、平成元年から平成3年にかけて、オープンスペースを確保するためなどの大規模改造を行ったが、給排水・電気設備等の経年劣化が著しい状態である。

平成18年度に実施した耐震診断では、階段棟がDランク、教室棟や屋内運動場がCランクであったため、階段棟の耐震工事を平成21年度に先行して実施した。東日本大震災を踏まえれば、児童の安全を確保するため、Cランクの教室棟及び屋内運動場も引き続き耐震化に取り組む必要がある。

#### (2) 新築は補助対象外

三春小学校は築43年が経過しており、経年劣化が著しいことから新築も検討されるが、統合移転以外の新築は補助対象に該当しないことから、「耐震補強＋大規模改修」で取り組まざるを得ないというのが現状である。【下表参照】

##### ◇ 補助制度の要旨

- ① 同一敷地への改築（新築）の国庫負担金等については、耐震診断・コンクリート強度・体力度調査等の要件（IS 値については0.3未満）があり、三春小学校はIS 値が0.3以上（Cランク）であるため対象とならない。
- ② 小学校を統合する場合でも、同一敷地への改築については、建物強度等の要件があるため国庫負担金等の対象とならない。また、現在の校舎については、使用可能教室数は27クラス（内、特別支援4クラス）あり、統合しても必要クラスを満たしているため国庫補助金等の対象とならない。
- ③ 統合校舎で別敷地への新築の場合には、1/2（基礎額による積算）の国庫負担金事業に該当する。

#### (3) 三春小学校は現在地が望ましい

**論点** 別の場所への移転あるいは現三春中学校への移転は考えられないか？

三春小学校は耐用年数に近い年数が経過していることから、別の場所への移転あるいは現三春中学校への移転なども選択肢として考えられる。しかし、三春地区の町民にとっては「藩講所明德堂表門」から通学するというのが「地域の誇り」になっており、この思いを尊重する必要がある。また、現三春中学校へ移転する場合には耐震化工事を行う必要があることから、三春小学校は将来とも現在地にあるのが望ましいと考える。

## 2 概算事業費と整備手法

### (1) 整備計画と費用

#### ① 整備計画

**論点** 現三春中学校へ仮移転しないで工事は行えないか？ また、仮移転する場合、単年度で施工できないか？

- 平成20年度に策定した「学校施設の耐震化計画」では、三春小学校の耐震化工事は平成26～27年度に施工し、この間の校舎は現三春中学校の校舎を利用するというのがこれまでの方針であった。しかし、過般の東日本大震災を踏まえ、児童の安全を確保する観点から整備期間を1年前倒しすることとしている。
- 工事期間中の校舎については、余裕教室を有効に利用し補強工事が施工できないかという問題提起もあるが、対応できる余裕教室がなく、また、児童の安全の確保や騒音対策等を考慮すれば、現三春中学校へ仮移転することが適切であると考え。
- 工事の工期については、事前に現三春中学校トイレの児童用への改修等が必要となることから2年間とならざるを得ない。このため、現三春中学校への引っ越しは平成25年度夏休み、改修済校舎へ戻る時期は平成26年夏休みという整備スケジュールとなる。

|             | ～23年度  | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|-------------|--------|------|------|------|------|
| 耐震基本計画策定    | 21年度実施 |      |      |      |      |
| 実施設計策定      |        | ——   |      |      |      |
| 耐震化・改修工事    |        |      | ———— |      |      |
| 引越 三春小～現三春中 |        |      | —    | —    |      |

#### ② 整備費用

◇ 概算事業費（耐震補強＋大規模改修）（単位：千円）

| 区分     | 概算事業費   | 国庫補助金   | 起 債     | 一般財源   |
|--------|---------|---------|---------|--------|
| 耐震補強工事 | 244,330 | 73,808  | 142,300 | 28,222 |
| 大規模改修  | 253,482 | 59,385  | 168,000 | 26,097 |
| 計      | 497,812 | 133,193 | 310,300 | 54,319 |

\* 概算事業費に実施設計費(20,648千円)を含めている。

## (2) 整備手法について

耐震化工事について、町はこれまで中妻小学校体育館、大平荘で基本計画を作成していたことから設計施工一括発注方式（公募型プロポーザル）を採用してきたが、三春小学校の工事では修繕箇所の調査設計をする必要があることから、実施設計と工事を分離して発注する方式を採用することとする。

## (3) 整備費用の確保

三春小学校の耐震補強及び大規模改修に必要となる一般財源は、5,500万円程度と思われる。ただ、町の財政状況を考慮すれば町債発行は極力抑制すべきであり、そのため、平成24年度に整備基金として1億円積立を行うこととしている。

# 3 三春小学校整備の具体化に向けて

## (1) 町が示した取組み方針について

町は、平成24年度予算に三春小学校の「耐震化・大規模改修」に向けた実施設計費を計上した。これは、一刻も早く児童の安全を確保する対応として評価できる。また、町財政の健全運営に配慮し教育施設整備基金に1億円を積み立てることとしたことは適切な措置であると考ええる。

## (2) 全校舎を耐震化・大規模改修すべきか

**論点** 余裕教室の動向から全ての校舎を耐震化・大規模改修することは適当か？

進行する少子化の現状のなかで、三春小の全校舎を大規模改修することについては議論が必要であるとの意見がある。しかし、特別支援学級の増加及び個に応じた指導が必要な児童のための通級指導教室の増加により、いわゆる余裕教室は減少の傾向にある状況であるため、全校舎を大規模改修すべきと考える。

◇資料 三春小学校・児童数の見込みと余裕教室 (H24.5.1 現在)

| 年度   | 23  | 24  | 25  | 26  | 27  | 28  | 29  | 30  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 入学者  | 55  | 54  | 42  | 45  | 47  | 49  | 48  | 48  |
| 児童数  | 366 | 348 | 320 | 313 | 310 | 290 | 285 | 280 |
| クラス  | 17  | 18  | 17  | 17  | 17  | 16  | 16  | 16  |
| 余裕教室 | 5   | 4   | 5   | 5   | 5   | 6   | 6   | 6   |

\* 特別支援学級及び通級指導教室に通う児童数は、就学指導審議会を経てから決定し、クラス数に反映させるため、25年度以降は、24年度の特別支援学級及び及び通級指導教室のクラス数を採用するものとする。

## (3) 学校給食のあり方

**論点** 今後、三春小学校の給食はどこで作るのか？

町の学校給食の現状は、町直営、外部委託、共同調理と多様である。三春小学校の整

備にあたっては、今後の学校給食のあり方について方向性を示した上で整備する必要がある。本年度に実施設計を策定するので、早急に方向性を示し保護者等の理解を得るべきである。

#### (4) 町内小学校の再編について

**論点** 三春小学校の改修に合わせ、町内小学校の再編も進めるのか？

少子化の現状に鑑み、今後の町内小学校のあり方も議論すべきではないかとの問題提起もある。この点について町は、小学校は各地区において地域コミュニティの核となっていることから、各地区の自主性を尊重することとしている。

従って、地域での検討に委ねることとなるが、地域での議論には、児童数の見込みや教育委員会の教育に係る方針などの情報が不可欠である。町は積極的に情報提供を行うなど、地域での検討を支援すべきである。



#### **第4節 閉校となる中学校等の利活用について**

## 第1 閉校となる中学校の現状について

### 1、概 要

三春中学校



所在地 日向町 58 (学区：三春、御木沢)  
土地 17,214 m<sup>2</sup>

要田中学校



所在地 熊耳字八ツ田 213 (学区：要田)  
土地 31,374 m<sup>2</sup>

沢石中学校



所在地 富沢字石田 68 (学区：沢石)  
土地 28,176 m<sup>2</sup>

桜中学校



所在地 鷹巣字瀬山 213 (学区：中妻、中郷)  
土地 27,885 m<sup>2</sup>

| 学校名   | 施設の概要 |        |         |                      |      |       |
|-------|-------|--------|---------|----------------------|------|-------|
|       | 区分    | 建築年月   | 構造      | 延床面積                 | 耐震診断 | 教室数   |
| 三春中学校 | 校舎    | S40.11 | RC 3 階建 | 4,697 m <sup>2</sup> | C    | 普通 13 |
|       | 体育館   | H17.2  | RC 平屋建  | 1,254 m <sup>2</sup> | —    | 特別 15 |
| 沢石中学校 | 校舎    | H4.3   | RC 2 階建 | 2,163 m <sup>2</sup> | —    | 普通 4  |
|       | 体育館   | H4.11  | RC 平屋建  | 981 m <sup>2</sup>   | —    | 特別 8  |
| 要田中学校 | 校舎    | H3.6   | RC 2 階建 | 2,038 m <sup>2</sup> | —    | 普通 4  |
|       | 体育館   | H4.3   | RC 2 階建 | 903 m <sup>2</sup>   | —    | 特別 9  |
| 桜中学校  | 校舎    | H3.4   | RC 2 階建 | 2,875 m <sup>2</sup> | —    | 普通 5  |
|       | 体育館   | H3.4   | RC 平屋建  | 961 m <sup>2</sup>   | —    | 特別 8  |

## 第2 利活用の基本的な考え方

---

閉校となる学校は、町民共通の財産であり、三春町のまちづくりを推進するための貴重な資源である。そのため、学校跡地・跡施設（以下「学校（跡地）」と表記。）の利活用は計画的・効率的に進める必要があり、また、その利活用については町民に説明責任を果たしていく必要がある。

今回、検討対象となった4つの学校は、いずれもまとまった希少性の高い土地・建物である。そのため、三春町のまちづくりに資する大きな可能性を持っているとともに、第6次三春町長期計画を着実に推進していくための財源調達手段としての活用も期待できる貴重な資源ともなる。

そして、これまで学校が地域から数多くの支援、協力をいただきながら運営されてきた歴史的な経緯があり、地域住民は、学校に対して地域のシンボルという思いを強く抱いている。

このような状況を踏まえ、本委員会では、町政や地域の課題と照らし合わせつつ、跡地を含む地域全体を見通したうえで、総合的・長期的な視点から三春町にとって有効な活用となるよう、利活用についての基本的な考え方及び具体的な方向性をまとめるものとする。

### 1 基本的な考え方

#### （1） まちづくりを推進するための利活用

- 学校（跡地）は、三春町における貴重なまとまった土地と再利用が可能な建物であるため、三春町長期計画をはじめとする重要施策の方向性に適した利活用を図るべきである。
- 具体的な利活用方法としては、定住化促進、地域産業の活性化、地域コミュニティの活性化など、学校（跡地）周辺をはじめ、町全体の安全・安心で快適な活力あるまちづくりに資する利活用を図るものとする。
- 学校の体育館や校庭は、地域のコミュニティ創造事業や健康づくりに供されていることや、災害時の避難所や選挙時の投票所として利用されている現状に鑑み、地区民が継続して利用できるよう配慮する必要がある。

#### （2） 資産としての有効活用

- 学校（跡地）は、町民共有の財産であり、利活用によっては財産収入を得ることが期待できる。
- 三春町では今後、役場や図書館をはじめとした公共施設の整備、修繕などに相当の財源が必要になるため、学校（跡地）はその財源調達手段として活用されることを期待する。
- 学校（跡地）の利活用を定める場合、町の維持管理経費の負担を削減できる方策を検討すべきである。

### (3) 効率的かつ柔軟な利活用と管理運営

- 学校（跡地）の利活用にあたっては売却も想定されるが、地域での利用状況等を考慮し、町が土地・建物を保有したまま、指定管理者の導入や定期借地権などを活用し長期的に貸付することも検討すべきである。
- 民間などの活力を積極的に最大限活用すべきである。

## 2 学校(跡地)利活用検討の視点

「基本的な考え方」を踏まえ、具体的な利活用方策は、次のような視点で検討するものとした。

- ① 全町的な懸案事項への対応や町の各種計画への貢献度など、事業実施の必要性
- ② 地域要望との合致度
- ③ 費用対効果の高さ
- ④ 緊急性の高さ
- ⑤ 跡地・跡施設を利用する妥当性
- ⑥ 教育、文化振興など行政への貢献度

## 3 制度や法規制について

### (1) 補助金返還義務の緩和

国庫補助を受けて建設した学校施設を学校以外の用途に転用したり、売却する場合は、原則として補助金相当額の納付が義務付けられている。しかし、国は近年の急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化に対応するため、地域活性化に既存財産を効率的に活用する観点からこの返還義務を弾力化した。平成20年6月の文部科学省通知によるもので、建設後10年を経過した施設は補助目的を達成したものとみなし、無償により転用・貸与・譲渡・取り壊しの場合は国庫納付金（返還金）は免除されることとなった。

ただし、民間事業者等へ有償により貸与・譲渡するときは、国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てることとされている。

### (2) 建築基準法と消防法等の規制

建物内の防火設備や内装仕様は、建築基準法や消防法によって利用目的別に備えるべき内容が異なっている。元々の用途である「学校」は、特定の利用者が定期的な訓練を行いながら使用することを前提とする安全性の高い施設であることから、備えるべき設備の要件は大きく緩和された内容になっている。このため学校施設を不特定多数が出入りする施設や商業施設等に利用する場合には、建物の用途変更手続きと併せて、必要な設備や内装仕様に改めて整備しなければならない。

よって、学校（跡地）施設を用途変更して活用する場合は、多額の財政負担を要する場合があるので、費用対効果をよく検証し、活用の選択がされなければならない。

### (3) 耐震措置の必要性

耐震改修促進法に基づき、町有施設の特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上

の建物)のうち旧耐震基準(昭和56年以前建築)で建築された建築物は、耐震診断をしたうえで耐震措置を講じなければならない。

今回検討する4校のうち、沢石、要田及び桜中学校は新耐震基準で建築されているが、三春中学校(体育館を除く。)の耐震診断結果はC判定であり、建物を継続して利活用する場合には耐震補強措置を講じなければならない。

### 第3 利活用の方向性の検討にあたって

---

#### 1 暫定活用の方針

##### (1) 葛尾村への要田中学校の貸与

- 葛尾村から「村立小中学校」として、閉校となる中学校のうちの1校を平成25年度から借り入れたい旨の要望が提出された。
- 町は次の事由により貸与することとしたいとし、本委員会に意見を求められた。
  - ・ 三春町は、葛尾村の避難を受け入れた以上、葛尾村の復興を引き続き支援していく必要がある。
  - ・ 現在、葛尾村の児童・生徒はその多くが岩江小中学校に通学している状況にあるが、葛尾村は、復興計画に基づく帰還に向けて村民としての意識の継続が何より大切であり、復興の第一歩は小中学校の再開としている。三春町は、この考え方を尊重したい。
- 本委員会は、本町のまちづくり推進への影響や閉校となる学校の暫定利用等を勘案し、要田中学校の貸与が妥当と判断した。
- これらを踏まえ、町は9月に「平成25年度から要田中学校を貸与する通知書」を葛尾村に交付した。

##### (2) 現三春中学校を三春小学校の仮校舎として利用

- 三春小学校の耐震化工事を推進するため、施工期間中の校舎は現三春中学校を仮校舎として利用することとしている。
- 工事の工期については、統合中学校への引っ越し作業やトイレの児童用への改修等が必要となることから、現三春中学校への引っ越しは平成25年度夏休み、改修済校舎へ戻る時期は平成26年夏休みという整備スケジュールとなっている。

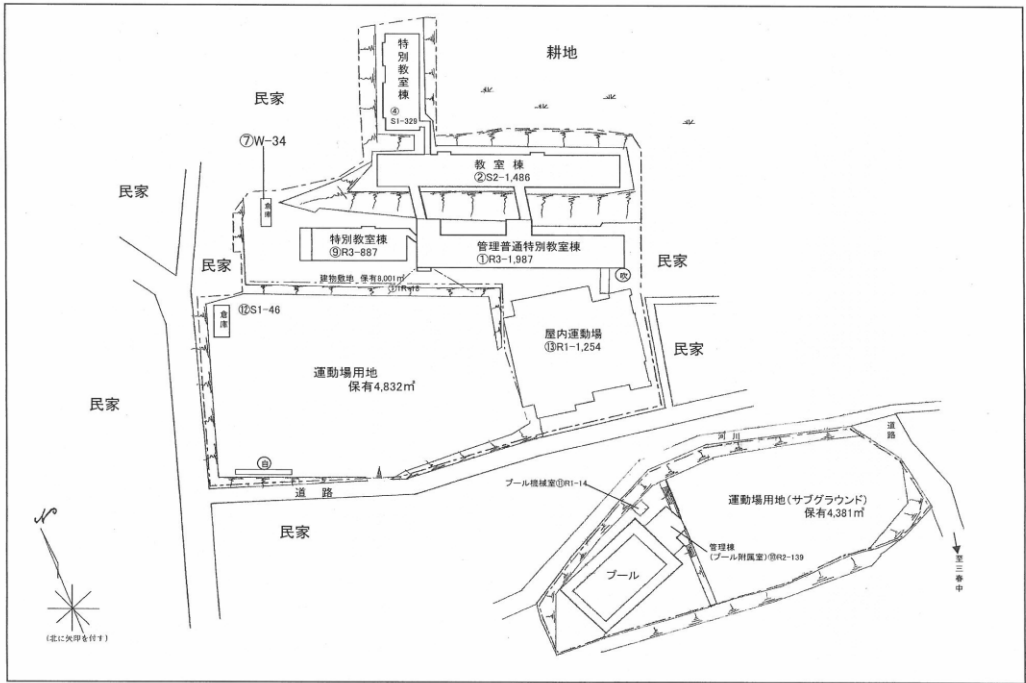
#### 2 地区意向と町民の意見の把握

- 本委員会は、委員個々人の意見を求められたものであり、町民の総意をまとめることまでは基本として求められていない。
- しかしながら、本委員会の答申がより実効性のあるものとするためには、最低限、地域での利活用の意向は把握すべきと考えた。

よって、各まちづくり協会長に地区意向の把握をお願いした。
- なお、施策の決定に町民の意見の反映は重要であるが、パブリックコメント（意見募集）は、本委員会の答申を受けたのち、町が答申を精査のうえ事業計画化し、その内容について意見を求めるというのが一般的な取組みであるとして整理した。

## 第4 各学校の利活用計画案

### 三春中学校



#### 【考慮すべき事項】

- ・ 平成25～26年度は、三春小学校の耐震化工事に伴う仮校舎となるため、その後の利活用についての検討となる。
- ・ 校舎（体育館を除く。）は耐震基準を満たしておらず、再利用する場合は耐震化工事が必要となる。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 耐震工事 | 概算工事費 1億2,600万円 |
| 解体工事 | 概算工事費 6,500万円   |

- ・ 三春中体育館の地域での利用は多い。北体育館を御木沢小の体育館に転用するとき、三春中体育館を北体育館の代替に位置づけるというのが、これまでの認識である。
- ・ 松橋地内のサブグラウンド・プールの利用も検討が必要である。
- ・ 田村高校から、同校東体育館の全面改修復旧工事を平成25年度に計画しており、関連して次のような施設貸与の要請がある。

| 施設     | 使用内容 |                  | 時間                         |
|--------|------|------------------|----------------------------|
| グラウンド  | 部活動  | ソフトボール           | 16:00～19:00                |
| 体育館    | 授業   |                  | 8:55～15:15                 |
|        | 部活動  | バレーボール<br>バドミントン | 16:00～19:00<br>16:00～19:00 |
| テニスコート | 部活動  | 硬式テニス            | 16:00～19:00                |
| プール    | 授業   | 水泳男子             | 夏季使用 6月末～9月初旬              |

## 【地区の意見】

(三春まちづくり協会)

- ・ 平成 25～26 年度は三春小の仮校舎になることが決定しているため当面の利用はできない。
- ・ 耐震診断Cの校舎をそのまま利活用することは難しいので、どのような利活用をするにしても耐震工事費用が発生する。
- ・ 校舎の解体、更地利用まで考えると、現段階で利活用の提案をできる状態ではない。
- ・ 体育館は、現在、相当数の利用が有るので継続使用は必須。
- ・ 町民の健康増進のための施設（スポーツジム等）としての活用の要望がある。
- ・ 上記のとおり、耐震化の費用、方針等の未確定要素が多すぎるため、具体策を出しにくい状況にある。もう少し時間をかけ、十分な検討をする必要がある。
- ・ 「三春町公共施設整備方針検討委員会」では、役場庁舎、図書館、旧公民館等の施設整備（建物）については充分話し合われていると思われる。
- ・ 今後は、専門家（アドバイザー）の助言を得ながら、町民有志が知恵を絞って、図書館、役場、廃校の利用などについて話し合う場を作ることが必要だと考える。実際に利用する町民が、しっかり時間をかけて十分な議論ができる場をぜひ設けていただきたい。

(御木沢地区まちづくり協会)

- ・ 三春中学校は3階建であり、他の公共施設として転用するとしても実際に利用するにはかなりの改造を必要とする。また、耐震基準を満たしていないので、再利用するには耐震化工事が必要であり、多額の費用を必要とするので望ましくない。
- ・ 町地域防災計画の基本的な考え方を踏まえつつ、現在の建物を取り壊し、更地にし、当分の間「広場、イベントなどの駐車場、災害時の待避所など」に利用し箱物は避けるべきである。
- ・ 保育所や中央児童館などの公共施設への検討は、今後の社会情勢を総合的に勘案し改めて対処していただきたい。

## 【委員会の意見】

### 校 舎

旧耐震基準の建物であり、取り壊しを前提とする。その後の跡地は、人口定住対策用地、将来の公共施設用地等としての利活用が考えられるものの、現時点で一定の方向性を示すことは困難である。三春小学校の仮校舎として利用している間に更に検討することが適当である。

### グラウンド

- ・ スポ少での利用があり、また、田村高校ソフトボール部での利用希望があることから、現状のままとする。
- ・ 市街地の駐車場不足に対応するため、イベント時には駐車場として利用する。

### 体育館

- ・ 新耐震基準で建築された充実した施設であり、災害時の避難所、選挙時の投票所とし

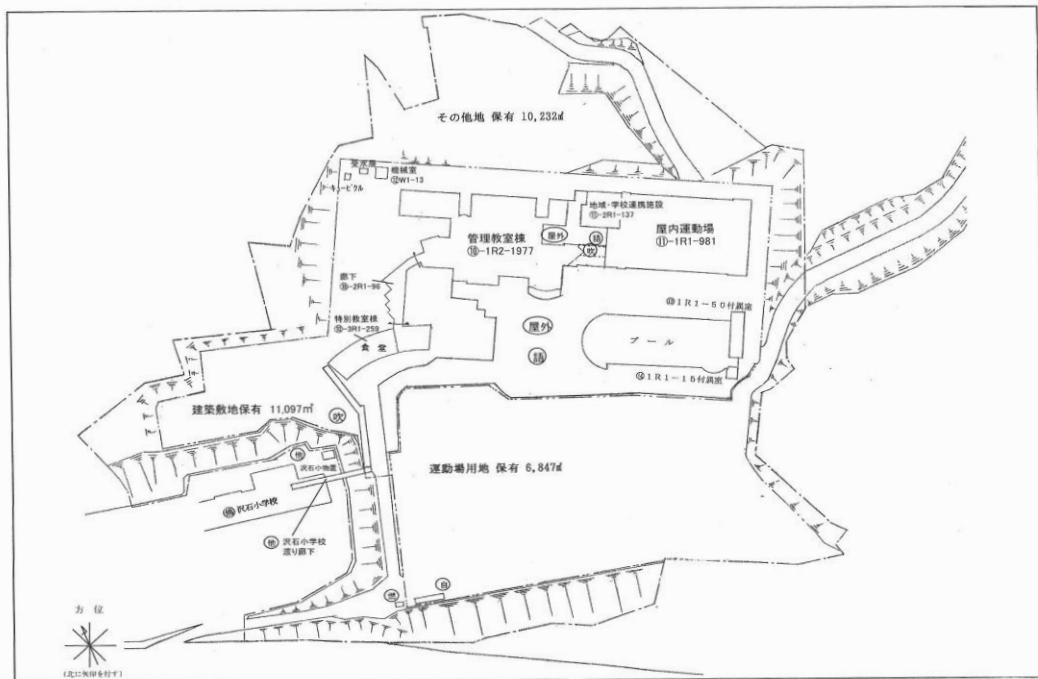
ての機能は現状を維持する。

- ・ 体育館の地区民への開放は現状を保持することとするが、施設管理や地域への開放のあり方等を検討する。
- ・ 田村高校の体育館改修に伴い、同校の体育授業、バレーボール部・バドミントン部の部活動で利用したいとの要望がある。平成 25 年度（夏季）～26 年度（夏季）は三春小学校の仮校舎として利用するため、小学校での利用を優先する。ただし、部活動での利用は考慮できるため調整が必要である。

### **サブグラウンド・プール**

- ・ サブグラウンド（テニスコート）は、田村高校硬式テニス部の部活動での利用希望がある。
- ・ プールは、田村高校から授業で使いたい旨の要望があり、三春小学校での利用と調整を図る必要がある。
- ・ プールは屋根付きであるが、田村高校の授業での使用が終了した後は、利用が見込めず、また施設が事故原因となる可能性があり取り壊す方向とする。取り壊した後の用地は、サブグラウンドと一体的に活用する。

## 沢石中学校



### 【考慮すべき事項】

- ・ 沢石小学校の複式学級化が迫っている状況のもと、小学校を沢石中学校に移すべきという声もあるようなので、地区でまず議論してもらうことが先決となる。
- ・ それと並行して、空くことになる学校の利活用を検討することとなる。

### 【地区の意見】

(沢石まちづくり協会)

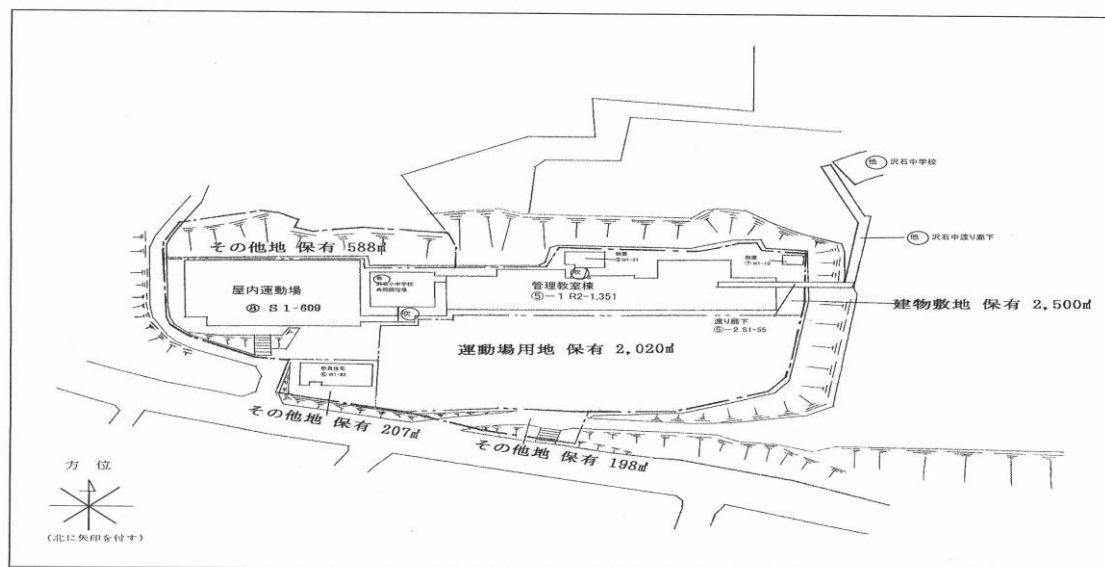
- ・ 沢石小学校として利用する。
  - ① 現在の沢石小学校は築40年以上経過し、耐震Aではあるものの設備の老朽化、トイレは汲み取り式であるため環境の良い沢石中学校に移転を望む。
  - ② 移転に対しての問題点は、トイレの便器の高さと大きさ、教室の数となるが改修に大きな金額にはならないのではないかと考える。
  - ③ 中学校への取付道路が坂道であり、冬雪が降ると車両の通行が困難と思われるので改修が必要と考えられる。

### 【委員会の意見】

#### 校舎・グラウンド・体育館・プール

- ・ 平成25年度中から沢石小学校として利用する。
- ・ 利用にあたっては、進入路、施設改修（洋式トイレの設置）等の整備を行うものとする。

## 沢石小学校



### ○ 沢石小学校の概要

| 学校名   | 施設の概要 |          |        |          |      |      |
|-------|-------|----------|--------|----------|------|------|
|       | 区分    | 建築年月     | 構造     | 延床面積     | 耐震診断 | 教室数  |
| 沢石小学校 | 校舎    | S 46. 12 | RC2 階建 | 1, 406 ㎡ | A    | 普通 7 |
|       | 体育館   | S 56. 3  | 鉄骨造平屋建 | 609 ㎡    | A    | 特別 4 |

・所在地 富沢字檜梨池頭 7 6 (学区：沢石) ・土地 5, 5 1 3 ㎡

### 【考慮すべき事項】

- ・ 沢石中学校に沢石小学校が移転すると、沢石小学校が空くことから、その利活用の方  
向性について検討したものである。

### 【委員会の意見】

#### 校 舎

建物は耐震基準をクリアしていることから取り壊すのではなく、新たな利用方法を考  
えるべきである。しかしながら地区での利用が見込めないことから、民間事業者等へ有  
償譲渡・貸付することを視野に、公募により、利活用の提案を求めるものとする。その  
場合、グラウンド、体育館も含めることもあり得る。

#### グラウンド

当面、仮設住宅が建設されている沢石広場の代替施設として利用する。

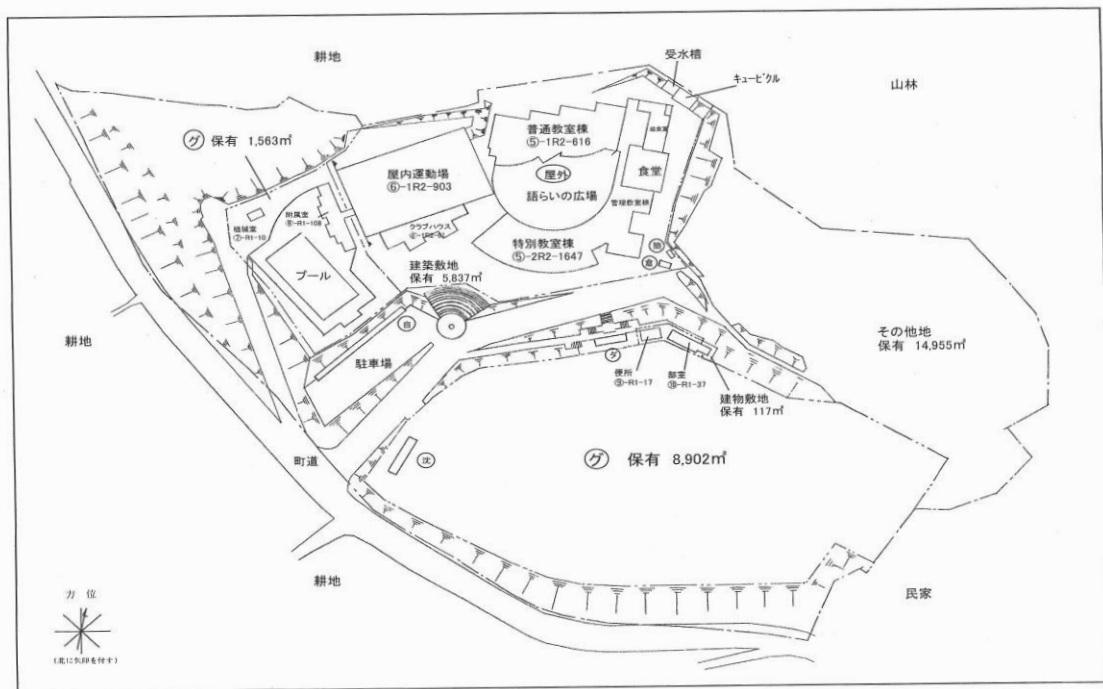
#### 体育館

体育館の地区民への開放は現状を保持する。

#### 共同調理場

- ・ 平成 2 5 年度から沢石小学校、御木沢小学校及び北保育所の共同調理を行う。
- ・ 将来的に町内の共同調理場が統合されるような場合、農産物加工処理施設への転換を  
図り、三春町の農業の 6 次産業化の活動拠点とする。

## 要田中学校



### 【考慮すべき事項】

- ・ 本委員会としては、「葛尾村へ村立小中学校として貸与すべき」と一応の結論をだしている。従って、その後の利活用の方向性を検討することとなる。
- ・ 介護事業者から、介護施設（グループホーム、デイサービスセンター、サービス付高齢者住宅）として利用したい旨の要望があるが、町の介護保険事業計画への位置付けが必要となる。

### 【地区の意見】

（要田まちづくり協会）

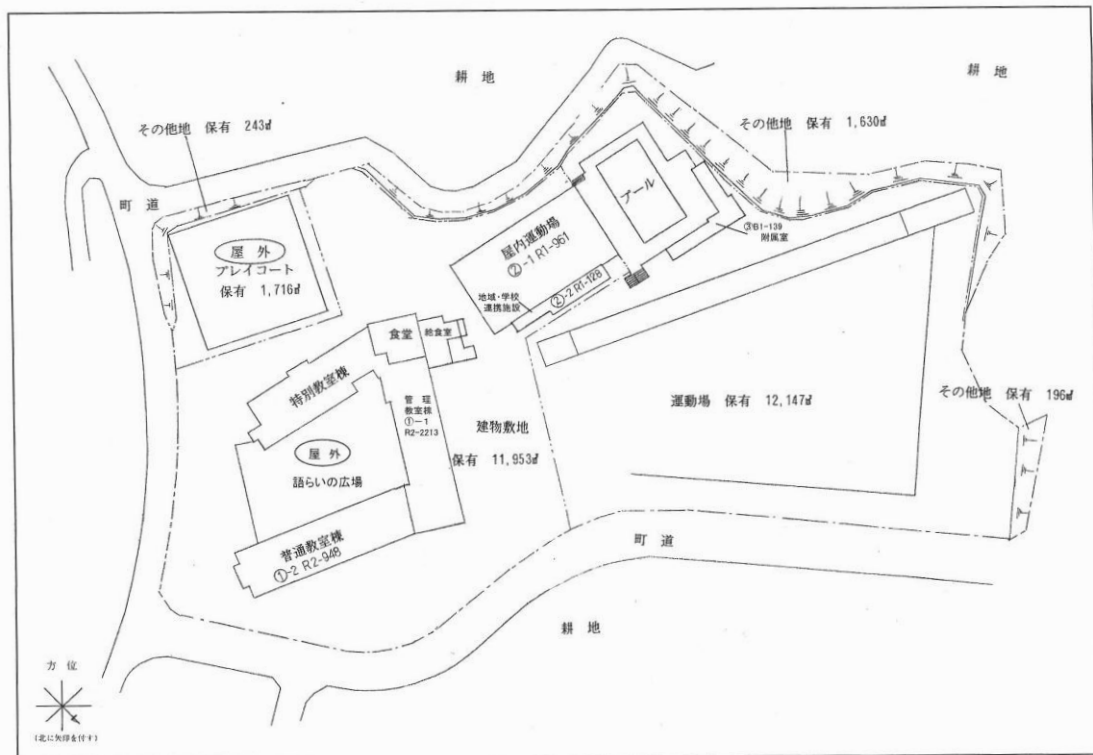
- ・ 平成25年度から葛尾村へ村立小中学校として貸与することとなるが、その貸与期間が定かでなく、今後の社会経済情勢の見通しも不透明なため、現時点で将来の活用計画を立てるのは困難である。

### 【委員会の意見】

#### 校舎・グラウンド・体育館・プール

- ・ 地区の意見と同意見である。なお、災害時の避難所、選挙時の投票所、敬老会会場としての機能は現状を維持するとともに、体育施設の地区民への開放は現状を保持するものとする。
- ・ 現在、富岡町の小中学校の授業として一部利用されており、その利用継続が葛尾村への貸与の条件となる。

## 桜中学校



### 【考慮すべき事項】

- ・ 本委員会では、葛尾村からの「中学校貸与」要望の検討に際し、「いろいろな利活用が想定でき、町振興の拠点となり得る可能性を秘めており、三春町のまちづくり推進が優先されるべき施設。」と位置付けた。
- ・ 町民から「文化・芸術に関するスタジオ・アトリエとして貸出、作品の販売、展示、文化教室の開催等々」の新しい拠点として有効活用すべきとの提案がある。

### 【地区の意見】

(中妻まちづくり協会)

- ・ 介護施設、コミュニティ研修館としての利用や白山福祉館の代替施設としての活用が考えられる。
- ・ グラウンドは、各種球技大会やスポ少で利用したい。

(中郷まちづくり協会)

- ・ 校舎：町の有効利用
- ・ 体育館：休日には地域に開放して欲しい。
- ・ 校庭：地域のために三春南グラウンドとして利用してはどうか。
- ・ 町の収入源になるような活用（専門学校、介護施設など）

(三春まちづくり協会)

- ・ 桜中学校については、立地条件も良く（三春ダム、三春の里との連携）、観光・文化・

芸術など様々な面での利活用が可能と思われる。

## 【委員会の意見】

### 校 舎

#### 案１～観光・文化・芸術の拠点をつくる

- ・ 町民から提案【次ページ参照】のあった「文化・芸術に関するスタジオ・アトリエとして貸出、作品の販売、展示、文化教室の開催等々」を展開する三春町の新しい観光・文化・芸術の拠点（仮称＝さくら湖文芸村）として整備する。
- ・ 管理運営は、第三セクターや町観光協会があたり、その際、三春の里農業公園、自然観察ステーションや三春ダム資料館等の周辺施設、更には街なか観光と連携できる仕掛けや仕組みを作るのが望ましい。
- ・ 暫定的な利用として、旧公民館の解体を予定していることから、現在入居している各種団体事務所を移転させる。
- ・ 歴史民俗資料館で保管している未展示の発掘物や資料を展示する。

#### 案２～事業所や教育施設等として貸与する

- ・ 介護・福祉関連の事業所や専門教育施設等の事業者を公募により募り、有償で貸与する。

例《高齢者が地域のなかで安心して暮らせるよう介護などの福祉施設の誘致》

《地域の活性化、雇用創出、人的・知的交流を図るための教育・研究施設の誘致》

### グラウンド

- ・ 地区の球技大会など地域スポーツ活動での利用は現状を保持するものとする。また、新中学校建設により手狭となった町営グラウンドの代替としても利用する。
- ・ 三春ダム周辺で行われるイベント開催時には駐車場として利用する。
- ・ 田園生活館や町内の旅館などを宿舎とし、体育館を含めて大学などの合宿を誘致する。

### 体育館

- ・ 災害時の避難所、地区民のスポーツ活動の場としての機能は現状を維持するものとする。
- ・ 「(仮称)さくら湖文芸村」のイベント開催時の展示会等に利用する。

### プール

- ・ 利用が見込めず、施設が事故原因となる可能性があり取り壊す。取り壊した後の用地は、校舎等の利用と一体的に活用する。

三春町公共施設整備方針検討委員会御中



福島県は、昨年の震災以降、さまざまな苦難に直面しています。震災被害に加え、原発事故をも背負うこととなった福島県には、この先「すべてが元通りになる」ということはあり得ません。でも、だからこそ描ける、描かねばならない理想もあると考えます。

このような状況の中、平成25年春に、学校だった場所が空き建物になります。先進的な教育を実践してきた建物を、今度は文化・芸術やさまざまな技能の継承の場として再利用したい。先の見えない困難なときにこそ、文化・芸術の力が必要です。劇作家の平田オリザ氏のことばにあるように、文化・芸術はオマケでも癒しでもなく、生きる力そのものだからです。

ここに、桜中学校の活用案を起草いたしました。三春町でものづくりをしている方々と活動を共にする中からうまれたアイデアです。三春町の文化環境の総合的な向上を望む人たちの声が反映されています。

#### 桜中学校の有効活用について

桜中学校は丘の上に立地し、周辺一帯には、三春の里田園生活館、自然観察ステーション、農協の施設などが集まっており、ダムサイトでは一番の集客スポットである。この立地を活かし、文化・芸術の力をベースに三春町を総合的に発信し、三春町に多様な活動が可能な場をつくり出すための、新しい拠点としたい。

なお、これから提案する内容については、既存の組織として三春まちづくり公社が担う分野であるとする。

#### 1：建物の活かし方の具体案として、以下の提案をする。

- \*音楽室、美術室、家庭科室といった、専門性の高い教室を、スタジオやアトリエとして有料で貸し出しする。対象は町民に限らない。  
アトリエとしての使用に関しては、長期や、グループへの貸し出しにも対応する。  
ものづくりをする借り手には、その場での販売も認める。  
内容によっては、来館者が、活動や制作の様子を見学できるよう工夫する。  
体育館や音楽室などは、舞台芸術の発表の場としても貸し出しする。
- \*一般教室では、三春町在住者を講師として、さまざまな文化教室を開催する。「陶芸教室」「料理教室」「ストレッチ運動の基礎」といった体験型学習だけでなく、「もう一度学ぶ数学講座」「源氏物語を読む」といった大人のための教養講座も開催する。
- \*一般教室の一部を「三春の展示室」とし、三春町在住、または出身者の作品をジャンルにこだわらずに集めて展示公開する。
- \*地元作家の作品を販売するコーナーを設ける。委託販売、レンタルボックス方式、専門教室を借りている作家の直売など、多様な方法を組み合わせて収入につなげる。三春の里で食品メインの地場産品販売を行っているので、対になる形で整備し、客の流れをつくる。

\*町民図書館ではスペースが足りずに中途半端になっている三春町関連資料を集め、誰でも閲覧できるようにする。各種パンフレット類、定期刊行物などもふくめ、ここへ来れば三春町の資料はなんでもある環境を作る。

2：（1）のような場づくりだけでなく、三春町を総合プロデュースしていく役割を果たすため、人材を集め、柔軟に動ける組織作りをする。既存の組織を縦横に結んで、文化・芸術の力をベースに、三春町をさまざまな側面から盛り上げるプロの裏方集団をめざす。

- \*三春町観光協会と協力し、グリーン・ツーリズムの提案や、CMやドラマ撮影の誘致、ダムサイトの環境を活かしたイベントの企画運営を行う。  
具体案としては、アマチュアも参加できる自転車レースや、滝の平野外劇場を利用した音楽祭などがあげられる。
- \*三春交流館まほらや、歴史民俗資料館、人形館などの町内の文化施設と情報を深く共有し、それぞれの企画のPRなどに協力するだけでなく、タイアップ企画などの提案を積極的に行う。
- \*三春町内の空き店舗や、さまざまな技能を有する各種事業所の仕事内容、作家たちの作品などについて広く把握し、三春町のあらゆるものを全国に向けて売り込む窓口を設ける。
- \*以前、県の事業として行われていた、県内の（理容・美容や左官、板金などの）若手技能者の技能大会を、三春町を舞台に復活させる。

三春の子どもたちが学んできた建物を、単なる「貸しビル」にはしないほしいと思います。町民が直接関わり、さまざまな可能性が現実のものになっていく「場」としての活用を望みます。

## **第5 これからの利活用の検討にあたって**

---

### **1 利活用にむけた更なる検討の推進**

本委員会は精力的に協議を重ね、考えられる学校(跡地)の利活用方策を検討してきたところであるが、あくまで現時点で考えられる方向性を提示したに過ぎず、今後の社会情勢の変化などによって新たな利活用方法が生じることも想定される。

よって、町は、これらを十分に受け止め、今後具体的な検討を更に進められるよう期待する。

### **2 町民意向の反映**

本委員会の意見を踏まえ、町は今後より具体的な計画を作成することになると考えられるが、その段階において町民意見の反映は不可欠である。その際には、町民を対象としたパブリックコメント等を実施し、計画に町民ニーズを反映していただきたい。

### **3 財源の確保**

学校(跡地)を有効に活用するには、ある程度の資金が必要であると考えられるが、施設整備の投資は利用者が負担するなど、利用計画に基づく最小限の支出にとどめるべきである。

また、維持管理費を最小に抑えるような運用形態とすべきであり、施設の維持管理費は利用者から使用料として徴収すべきである。

## 三春中学校の施設概要及び特記事項

### 1 学校の概要

|      |                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------|
| 閉校年月 | 平成25年3月予定                                                                 |
| 住 所  | 三春町字日向町58番地（第1種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%）                                      |
| 建 物  | 校舎4,697㎡（昭和40年建築、鉄筋コンクリート造3階建、一部鉄骨造平屋）<br>体育館1,254㎡（平成17年建築、鉄筋コンクリート造平屋建） |
| 土 地  | 17,214㎡                                                                   |
| 耐震診断 | 校舎：C 体育館：新耐震基準                                                            |

### 2 施設の概要

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 教 室 | 普通13 特別15                      |
| 暖 房 | 校舎：FF式暖房（灯油）（平成13年設置）<br>屋体：なし |
| 冷 房 | 校舎：普通教室、特別教室、職員室等に設置           |
| 水 道 | 町上水道                           |
| 下 水 | 公共下水道接続                        |
| その他 | 光ケーブル配線                        |

### 3 維持管理費用等（平成23年度実績）

|         |         |
|---------|---------|
| 電 気     | 2,367千円 |
| 水 道     | 1,759千円 |
| ガ ス     | 49千円    |
| 燃料費（灯油） | 1,203千円 |
| 消防設備点検  | 69千円    |
| その他委託料  | 263千円   |
| 計       | 5,710千円 |

### 4 地域の利用状況等

- ア 平成25.4～26.8まで三春小学校の仮校舎として利用
- イ 地域住民がスポーツ活動を行うため体育館を夜間使用
- ウ 体育館は第3投票所となっており、また、町防災計画で広域収容避難所に指定されている。

### 5 地域の環境、施設など

- ア 市街地にあり、周囲は商店、住宅に囲まれている。
- イ サブグラウンド（4,381㎡）とプールが字松橋地内にある。

### 6 アクセス

- ア JR三春駅から約1Km、徒歩約15分。
- イ 接道する町道の拡幅工事が行われており、国道、県道沿いにあり、交通の便が良い。

## 沢石中学校の施設概要及び特記事項

### 1 学校の概要

|      |                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 閉校年月 | 平成25年3月予定                                                     |
| 住 所  | 三春町大字富沢字石田68（都市計画区域外）                                         |
| 建 物  | 校舎1,197㎡（平成4年建築、鉄筋コンクリート造2階建）<br>体育館981㎡（平成4年建築、鉄筋コンクリート造平屋建） |
| 土 地  | 28,176㎡                                                       |
| 耐震基準 | 校舎・体育館：新基準                                                    |

### 2 施設の概要

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 教 室 | 普通4 特別8               |
| 暖 房 | 校舎：FF式暖房（灯油）<br>屋体：なし |
| 冷 房 | 校舎：普通教室、特別教室等に設置      |
| 水 道 | 地下水（井戸水）              |
| 下 水 | 合併処理浄化槽               |
| その他 | 光ケーブル配線               |

### 3 維持管理費用等（平成23年度実績）

|            |         |
|------------|---------|
| 電 気        | 1,236千円 |
| 浄化槽清掃保守点検  | 230千円   |
| ガ ス        | 28千円    |
| 燃料費（灯油・重油） | 726千円   |
| 消防設備点検     | 54千円    |
| その他委託料     | 234千円   |
| 計          | 2,508千円 |

### 4 地域の利用状況等

- ア 地域住民がスポーツ活動を行うため体育館を夜間使用
- イ 地域行事等（運動会など）で校庭を臨時的使用
- ウ 町防災計画で広域収容避難所に指定されている。

### 5 地域の環境、施設など

- ア 田、畑、森林などがある農村地域で、静かな環境にある。
- イ 近接して、小学校や交流施設、農業施設が配置されており、自然豊かな地域である。

### 6 アクセス

- ア JR要田駅から約5Km、車で約10分。磐越自動車道船引三春ICまで車で約10分。
- イ 県道本宮・常葉線沿いにあり、交通の便は良い。

## 沢石小学校の施設概要及び特記事項

### 1 学校の概要

|      |                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 閉校年月 | 平成25年8月予定                                                                              |
| 住 所  | 三春町大字富沢字檜梨池頭76（都市計画区域外）                                                                |
| 建 物  | 校舎1,406㎡（昭和46年建築、鉄筋コンクリート造2階建）<br>体育館609㎡（昭和56年建築、鉄骨造平屋建）<br>共同調理場126㎡（昭和46年建築、鉄骨造平屋建） |
| 土 地  | 5,513㎡                                                                                 |
| 耐震基準 | 校舎・体育館・共同調理場：A                                                                         |

### 2 施設の概要

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 教 室 | 普通7 特別4               |
| 暖 房 | 校舎：FF式暖房（灯油）<br>屋体：なし |
| 冷 房 | 校舎：普通教室、特別教室等に設置      |
| 水 道 | 地下水（井戸水）              |
| 下 水 | 合併処理浄化槽               |
| その他 | 光ケーブル配線               |

### 3 維持管理費用等（平成23年度実績）

|            |         |
|------------|---------|
| 電 気        | 1,688千円 |
| 浄化槽清掃保守点検  | 67千円    |
| ガ ス        | 25千円    |
| 燃料費（灯油・重油） | 382千円   |
| 消防設備点検     | 5千円     |
| その他委託料     | 295千円   |
| 計          | 2,462千円 |

### 4 地域の利用状況等

- ア 地域住民がスポーツ活動を行うため体育館を夜間使用
- イ 町防災計画で広域収容避難所に指定されている。

### 5 地域の環境、施設など

- ア 田、畑、森林などがある農村地域で、静かな環境にある。
- イ 近接して、中学校や交流施設、農業施設が配置されており、自然豊かな地域である。

### 6 アクセス

- ア JR要田駅から約5Km、車で約10分。磐越自動車道船引三春ICまで車で約10分。
- イ 県道本宮・常葉線沿いにあり、交通の便は良い。

## 要田中学校の施設概要及び特記事項

### 1 学校の概要

|      |                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 閉校年月 | 平成25年3月予定                                                     |
| 住 所  | 三春町大字熊耳字八ツ田（都市計画区域外）                                          |
| 建 物  | 校舎2,038㎡（平成3年建築、鉄筋コンクリート造2階建）<br>体育館903㎡（平成4年建築、鉄筋コンクリート造2階建） |
| 土 地  | 31,374㎡                                                       |
| 耐震基準 | 校舎・体育館：新基準                                                    |
| 図 面  | 別添のとおり                                                        |

### 2 施設の概要

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 教 室 | 普通4 特別9               |
| 暖 房 | 校舎：FF式暖房（灯油）<br>屋体：なし |
| 冷 房 | 校舎：普通教室、特別教室、職員室等に設置  |
| 水 道 | 地下水（井戸水）              |
| 下 水 | 合併処理浄化槽               |
| その他 | 光ケーブル配線               |

### 3 維持管理費用等（平成23年度実績）

|            |         |
|------------|---------|
| 電 気        | 1,822千円 |
| 浄化槽清掃保守点検  | 211千円   |
| ガ ス        | 18千円    |
| 燃料費（灯油・重油） | 889千円   |
| 消防設備点検     | 93千円    |
| その他委託料     | 260千円   |
| 計          | 3,293千円 |

### 4 地域の利用状況等

- ア 地域住民がスポーツ活動を行うため体育館を夜間使用
- イ 地域行事等（運動会など）で校庭を臨時的使用
- ウ 体育館は第9投票所となっており、また、町防災計画で広域収容避難所に指定されている。

### 5 地域の環境、施設など

- ア 田、畑、森林などがある農村地域である。
- イ 近隣に県田村西部工業団地や大平工業団地がある。

### 6 アクセス

- ア JR要田駅から約1Km、徒歩で約15分。磐越自動車道船引三春ICまで車で約10分。
- イ 県道要田・実沢線沿いにあり、交通の便は良い。

## 桜中学校の施設概要及び特記事項

### 1 学校の概要

|      |                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 閉校年月 | 平成25年3月予定                                                     |
| 住 所  | 三春町大字鷹巣字瀬山213（都市計画区域・無指定）                                     |
| 建 物  | 校舎2,875㎡（平成3年建築、鉄筋コンクリート造2階建）<br>体育館961㎡（平成3年建築、鉄筋コンクリート造平屋建） |
| 土 地  | 27,885㎡                                                       |
| 耐震基準 | 校舎・体育館：新基準                                                    |
| 図 面  | 別添のとおり                                                        |

### 2 施設の概要

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 教 室 | 普通5 特別8               |
| 暖 房 | 校舎：FF式暖房（灯油）<br>屋体：なし |
| 冷 房 | 校舎：普通教室、特別教室、職員室等に設置  |
| 水 道 | 町上水道                  |
| 下 水 | 農業集落排水に接続             |
| その他 | 光ケーブル配線               |

### 3 維持管理費用等（平成23年度実績）

|            |         |
|------------|---------|
| 電 気        | 1,268千円 |
| 水 道        | 875千円   |
| ガ ス        | 38千円    |
| 燃料費（灯油・重油） | 761千円   |
| 消防設備点検     | 61千円    |
| その他委託料     | 276千円   |
| 計          | 3,279千円 |

### 4 地域の利用状況等

- ア 地域住民がスポーツ活動を行うため体育館を夜間使用
- イ 地域行事等（運動会など）で校庭を臨時的使用
- ウ 町防災計画で広域収容避難所に指定されている。

### 5 地域の環境、施設など

- ア 農地開発が行われた畑などに囲まれた自然豊かな農村地域である。
- イ 三春ダムさくら湖が眺望でき、近接して、ダム管理施設、三春の里農業公園、自然観察ステーション、農産物出荷施設などの施設が立地する。

### 6 アクセス

- ア JR三春駅から約5Km、車で約10分。JR郡山駅から車で約20分。
- イ 高速道路ICまで10分など、交通の便は良い。

○ 地域における学校の利用状況

| 学校名   | 区分  | 登録団体                                                                                                                                          | 種目                                                                                          | 利用頻度                                                      |
|-------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 三春中学校 | 体育館 | 三春町家庭バレーボールを愛する会<br>大町 PTA スポーツクラブ<br>八島台バレーボール愛好会<br>グレースエイジレス<br>フレンズ<br>三春町ソフトテニス愛好会<br>三春町卓球協会<br>カナリーズ<br>増子ソフトテニス<br>北町バレーボール愛好会<br>三春町 | 家庭バレーボール<br>"<br>"<br>"<br>"<br>"<br>ソフトテニス<br>卓球<br>家庭婦人バレー<br>ソフトテニス<br>家庭バレーボール<br>第3投票所 | 週1回<br>"<br>"<br>"<br>"<br>"<br>週2回<br>週1回<br>"<br>"<br>" |
|       | 校庭  | 三春軟式野球少年団                                                                                                                                     | 軟式野球                                                                                        |                                                           |
| 沢石中学校 | 体育館 | 沢石バレーボール愛好会<br>沢石6組バレーボール愛好会<br>沢石ソフトテニスクラブ草莽塾<br>沢石2区バレーボール愛好会                                                                               | 家庭バレーボール<br>"<br>ソフトテニス<br>バレーボール                                                           | 週1回<br>"<br>週2回<br>週1回                                    |
|       | 校庭  | 沢石まちづくり協会                                                                                                                                     | 地区民運動会                                                                                      |                                                           |
| 要田中学校 | 体育館 | 三春すばる<br>北保育所バレーボール部<br>要田バレーボール同好会<br>たむらSKY<br>三春町<br>"                                                                                     | 家庭婦人バレー<br>バレーボール<br>家庭バレーボール<br>バレーボール<br>第9投票所<br>地区敬老会                                   | 週2回<br>週1回<br>"                                           |
|       | 校庭  |                                                                                                                                               |                                                                                             |                                                           |
| 桜中学校  | 体育館 | パイレーツ<br>CROWS<br>田村クラブ<br>中妻まちづくり協会<br>西方婦人会                                                                                                 | バスケットボール<br>"<br>バレーボール<br>球技大会<br>バレー、バトミントン                                               | 週2回<br>"<br>"                                             |
|       | 校庭  | 中妻まちづくり協会                                                                                                                                     | 球技大会                                                                                        |                                                           |

【資料：生涯学習課】

# 資料編

## ○ 諮問と答申

三財務第 一 号  
平成23年11月28日

三春町公共施設整備方針検討委員会委員長 様

三春町長 鈴木 義孝

公共施設整備方針について（諮問）

三春町公共施設整備方針検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、次のことについて、貴委員会の意見を求めます。

記

1. 役場庁舎をはじめとした公共施設の整備に関する事
2. 統合中学校の整備により廃校となる中学校の跡地利用に関する事
3. その他、公共施設の整備について必要な事項に関する事

平成25年1月 日

三春町長 鈴木 義孝 様

三春町公共施設整備方針検討委員会  
委員長 大 津 茂

公共施設整備方針について（答申）

平成23年11月28日付で諮問のあったこのことについて、当委員会の意見を別冊のとおり取りまとめたので報告します。

## ○ 三春町公共施設整備方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三春町では建設後相当程度の年数を経過し耐震上課題のある公共施設や今後遊休化が見込まれる公共施設などがあることから、将来世代に利用可能な資源を確実に引き継ぐため、公共施設の整備方針を検討する「三春町公共施設整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問により、次に掲げる事項について調査検討を行うとともに方針素案をまとめ、その結果を答申する。

- (1) 役場庁舎をはじめとした公共施設の整備に関すること。
- (2) 統合中学校の整備により廃校となる中学校の跡地利用に関すること。
- (3) その他、公共施設の整備について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱する。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (1) 区長会長            | 1名   |
| (2) 各地区まちづくり協会会長    | 7名   |
| (3) 商工会長            | 1名   |
| (4) たむら農業協同組合三春管内理事 | 1名   |
| (5) 女性団体連絡協議会長      | 1名   |
| (6) 識見を有する者         | 2名以内 |
| (7) 行政              | 2名   |

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させることができる。
- 4 会議は、原則として公開し、町民への情報提供に努めるとともに、必要に応じて町民の意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町長の指定する課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月25日から施行する。

## ○ 検討委員名簿

(平成 23 年 11 月 28 日委嘱)

| 区分   | 職 名             | 氏 名     |         |         | 摘要 |
|------|-----------------|---------|---------|---------|----|
| 委員長  | 三春町区長会長         | 大 津 茂   |         |         | 1号 |
| 副委員長 | 識見者（県建築士会田村支部長） | 佐久間 保 一 |         |         | 6号 |
| 委員   | 三春まちづくり協会長      | 幕 田 勝 壽 |         |         | 2号 |
|      | 沢石まちづくり協会長      | 佐久間 藤 人 | H24.5～  | 遠 藤 重 一 |    |
|      | 要田まちづくり協会長      | 大 内 勇   |         |         |    |
|      | 御木沢まちづくり協会長     | 伊 藤 満   |         |         |    |
|      | 岩江まちづくり協会長      | 影 山 佳 宣 | H24.5～  | 影 山 光 雄 |    |
|      | 中妻まちづくり協会長      | 過 足 長 貞 | H24.5～  | 影 山 良 吉 |    |
|      | 中郷まちづくり協会長      | 武 田 泰 夫 |         |         |    |
|      | 三春町商工会顧問（前会長）   | 内 藤 忠   |         |         | 3号 |
|      | たむら農業協同組合理事     | 松 崎 正 夫 |         |         | 4号 |
|      | 三春町女性団体連絡協議会長   | 降 矢 由美子 |         |         | 5号 |
|      | 行政（副町長）         | 深 谷 茂   | H23.12～ | 橋 本 国 春 | 7号 |
|      | 行政（教育長）         | 遠 藤 真 弘 |         |         |    |

○ 三春町公共施設整備方針検討委員会の経緯記録

| 月 日                           | 内 容                                                                                      | 備 考     |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| H23. 11. 28(月)<br>13:30～15:00 | 第1回三春町公共施設整備方針検討委員会<br>・委嘱状交付<br>・正副委員長選任<br>・委員会の進め方及び検討対象施設について<br>・公共施設耐震補強状況等について    | 町長に中間報告 |
| H23. 12. 19(月)<br>13:30～15:30 | 第2回三春町公共施設整備方針検討委員会<br>・現地調査<br>・現状の確認と課題の整理                                             |         |
| H24. 2. 6(月)<br>13:30～15:30   | 第3回三春町公共施設整備方針検討委員会<br>・施設整備の方向性について<br>・フリートーキング                                        |         |
| H24. 3. 19(月)<br>13:30～15:30  | 第4回三春町公共施設整備方針検討委員会<br>・役場、旧公民館及び図書館の方向性のまとめ<br>・三春小学校の耐震化について                           |         |
| H24. 5. 29(火)<br>13:30～14:55  | 第5回三春町公共施設整備方針検討委員会<br>・中間報告のまとめ<br>・今後の取り組み方針について                                       |         |
| H24. 6. 25(月)<br>13:30～16:00  | 第6回三春町公共施設整備方針検討委員会<br>・廃校となる中学校の現地調査                                                    |         |
| H24. 7. 27(金)<br>13:30～15:05  | 第7回三春町公共施設整備方針検討委員会<br>・廃校となる中学校の現状について<br>・利活用の基本的考え方について<br>・課題の整理<br>・葛尾村への中学校の貸与について |         |
| H24. 8. 27(月)<br>13:30～14:30  | 第8回三春町公共施設整備方針検討委員会<br>・地区意向の把握について<br>・利活用についての意見交換                                     |         |
| H24. 11. 5(月)<br>13:30～15:10  | 第9回三春町公共施設整備方針検討委員会<br>・三春町役場整備方針の検討状況について<br>・閉校となる中学校等の利活用について                         |         |
| H24. 12. 26(水)<br>13:30～      | 第10回三春町公共施設整備方針検討委員会<br>・最終報告のまとめ                                                        |         |
| H25. 1.    ()<br>～            | 町長への答申                                                                                   |         |